

野迫川村総合計画2020 のせがわスマイルプラン

天空の國 野迫川 夢を持ち、夢が語れる村

後期基本計画・第3期総合戦略
(案)

令和8年1月

野迫川村

はじめに

野迫川村は、令和元年に村制施行 130 周年という節目を迎え、「次の世代へ誇りを持って、つないでいく野迫川村」の実現に向けて歩みを進めてきました。野迫川村総合計画 2020 『のせがわスマイルプラン』前期基本計画では、人口減少問題を最重要課題と位置づけ、村民の皆様とともに、一つひとつの施策を積み重ねてきたところです。

この間、自然とともに生きる本村にとって忘れられない出来事として、2011 年の紀伊半島大水害があります。大規模な土砂災害を経験し、私たちは自然の脅威と向き合いながら、防災・減災、そして安心して暮らし続けられるまちづくりの重要性を再認識しました。現在も完全復興に向か、生活基盤の整備や地域コミュニティの再生に取り組んでいます。

一方、日本全体においては、少子高齢化の進行とともに、人口減少が加速しています。全国の農山村地域では、地域を支える「人」と「仕組み」の持続可能性が問われており、国においても「地方創生」の深化が求められています。全国的には、地域資源を生かした関係人口の創出、多様なライフスタイルを受け入れる移住・定住施策の推進、ＩＣＴ・デジタル技術を取り入れた小規模自治体の課題解決など、地域ごとの特色を生かした取り組みが進められています。

こうした社会環境の変化は、本村にも大きな影響を及ぼしていますが、同時に、豊かな自然環境や歴史文化、村民の絆といった野迫川村ならではの魅力が、より一層輝きを増すチャンスでもあります。野迫川村で暮らす方々が「ここに住んでよかった」と実感でき、また、外から訪れる人が「また来たい」、「住んでみたい」と思える、そんな小さくとも強くあたたかいむらづくりを進めていく必要があります。

本計画（後期基本計画）は、これまでの取り組みを検証しながら、村民の皆様一人ひとりが笑顔で暮らし続けられる未来を見据え、「持続可能な地域社会の実現」を目指して策定するものです。人口減少対策を基軸としつつ、福祉、防災、産業振興、デジタル活用、人材育成など、地域の力を最大限に引き出すことを重視しました。

この計画は、行政だけでは実現できません。村民の皆様をはじめ、野迫川村に関わるすべての方々が思いをひとつにし、ともに歩むことで初めてかたちとなります。共感と協働を大切に、未来をつくる取り組みを進めてまいりますので、これからもあたたかいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました村民の皆様、野迫川村議会議員の皆様、野迫川村総合計画・総合戦略審議会の皆様、並びに関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

野迫川村長 吉井 善嗣

目 次

第1部 総 論	1
第1章 はじめに	2
1 総合計画・総合戦略とは	2
2 計画・戦略策定の目的	2
3 計画・戦略の役割と構成	3
第2章 基本構想の概要	4
1 むらづくりの基本理念	4
2 将来像	5
第3章 計画の体系と人口の見通し	6
1 計画の体系	6
2 人口の見通し	7
第4章 踏まえるべき時代の流れ	8
第2部 後期基本計画	11
第1章 快適・安全・安心に暮らせる村	12
1 道路・交通	12
2 デジタル化	14
3 住宅、定住・移住	16
4 環境保全・環境衛生	18
5 水道	20
6 消防・防災	22
7 交通安全・防犯・消費者対策	24
第2章 活力と交流の満ちた産業の村	26
1 林業	26
2 農水産業	28
3 商工業・雇用	30
4 観光・交流	32
第3章 次代を担う人と文化を育む村	34
1 学校教育	34
2 社会教育	36
3 スポーツ	38
4 文化財・文化活動	40
5 國際交流	42
第4章 子育てしやすく健康で長生きできる村	44

1 子育て支援	44
2 保健・医療	46
3 高齢者支援	48
4 障がい者支援	50
5 地域福祉	52
6 国民健康保険・国民年金等	54
第5章 みんなで力を合わせてつくる村	56
1 多様性社会	56
2 コミュニティ	58
3 村民参画・協働	60
4 行財政運営	62
第3部 第3期総合戦略	65
第1章 戦略の基本的な考え方	66
1 戦略の位置づけ	66
2 戦略の検証・改善について	68
3 戦略の構成	68
第2章 戦略の体系	69
1 国の総合戦略について	69
2 第3期野迫川村総合戦略の体系	71
第3章 戦略の柱ごとの取り組み	72
1 子育てしやすく、安心して暮らせる生活空間をつくる～豊かな生活環境～	72
2 稼ぐ力を高め、楽しく働ける仕事をつくる～強い経済～	76
3 訪れる人、移り住む人、応援する人を増やす～選ばれる野迫川村～	78
4 持続可能なむらづくりの基盤整備を進める～明日への生活基盤～	82

第1部 総論

第1章 はじめに

1 総合計画・総合戦略とは

総合計画とは、地方自治体が将来目指す姿と、それを実現するためにどのようなことに取り組むかを示した計画であり、地方自治体が策定する計画のうち、最も上に位置する最上位計画です。

また、総合戦略とは、全国的に人口減少が進む中、平成26年度に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生^{※1}のためにどのようなことに取り組むかを示した戦略です。

人口減少が特に急速に進む本村では、“むらづくりの重点＝総合戦略（人口減少対策）”ととらえており、各種施策を効果的・効率的に進めるため、総合計画基本構想・基本計画・総合戦略を一体的に策定しています。

2 計画・戦略策定の目的

本村では、令和元年度に、「野迫川村総合計画『のせがわスマイルプラン』」（基本構想：令和2年度～令和11年度、前期基本計画：令和2年度～令和7年度、第2期総合戦略：令和2年度～令和7年度）を策定し、『天空の國 野迫川 夢を持ち、夢が語れる村』という将来像の実現に向けた各種施策を積極的に推進してきました。

しかし、近年、人口減少・高齢化の加速や地球温暖化の深刻化、デジタル化の急進展をはじめ、社会情勢は大きく変化してきています。

また、村内においては、急速に進む人口減少への対応や、林業をはじめとする産業の維持などが大きな課題となっています。

こうした内外の動向に的確に対応し、将来にわたって活力と魅力ある野迫川村を築いていくため、ここに「野迫川村総合計画後期基本計画・第3期総合戦略」を策定します。

^{※1} 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

3 計画・戦略の役割と構成

（1）計画・戦略の役割

本計画・戦略の役割は、次のとおりです。

村民みんなのむらづくりの目標

本計画・戦略は、村民が野迫川村の将来像や、その実現に向けた取り組みを行政と共有し、むらづくりに積極的に参画・協働していくための目標となるものです。

村行政の総合的な経営指針・主張

本計画・戦略は、村行政が活力と魅力ある野迫川村をつくり上げ、将来にわたって持続していくための総合的な経営指針となるとともに、国や奈良県、周辺自治体に対し、野迫川村の主張を示すものです。

（2）計画・戦略の構成と期間

本計画・戦略の構成と期間は、次のとおりです。

基本構想

本村が 10 年後に目指す将来像と、それを実現するための計画の体系などを示したものであり、すでに策定されています。

計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間です。

基本計画・第 3 期総合戦略

基本構想に基づき、今後行う施策を示したもので、社会情勢や村民ニーズの変化に対応できるよう、基本計画は前期と後期に、総合戦略は各期に分けて策定しています。

今回策定した後期期基本計画・第 3 期総合戦略の計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間です。

第2章 基本構想の概要

1 むらづくりの基本理念

基本理念は、令和元年度に策定した基本構想において、次のとおり定めており、後期基本計画においても、引き続きこの基本理念に基づいてむらづくりを進めていきます。

1

「夢のあるむらづくり」

野迫川村らしい生活スタイルを創造・発信し、すべての村民がここに住んでいることを誇れる、夢のあるむらづくりを進めます。

2

「笑顔あふれるむらづくり」

すべての村民が笑顔でいきいきと暮らせる、笑顔あふれるむらづくりを進めます。

3

「自然とともに生きるむらづくり」

本村の最大の特性である自然とともに生きる、自然の恵みを生かすむらづくり、自然災害に備えた安全・安心なむらづくりを進めます。

4

「オール野迫川によるむらづくり」

村民や団体、事業者、行政等の野迫川村にかかわる多様な主体の連携・協力体制を強化し、オール野迫川によるむらづくりを進めます。

2 将来像

将来像についても、基本構想において、次のとおり定めており、後期基本計画においても、引き続きこの将来像の実現に向けてむらづくりを進めています。

すべての分野にわたって、「夢のあるむらづくり」、「笑顔あふれるむらづくり」、「自然とともに生きるむらづくり」、「オール野迫川によるむらづくり」を進め、こどもから高齢者まで、すべての村民が将来に夢と希望を持って、笑顔でいきいきと暮らし、ふるさととして自信を持って誇れる村をつくり上げていきます。

天空の國 野迫川
夢を持ち、夢が語れる村

第3章 計画の体系と人口の見通し

1 計画の体系

計画の体系（分野ごとの基本目標とその下に展開する施策項目）については、原則として、前期基本計画の体系を踏襲することとしますが、後期基本計画においては、社会情勢の変化等を踏まえ、施策項目を次のとおり変更しました。

- 1-②情報化・技術革新→デジタル化
- 1-⑤水道・生活排水処理→水道
- 2-③商工業→商工業・雇用
- 5-①男女共同参画・人権尊重→多様性社会

基本目標	施策項目
1 快適・安全・安心に暮らせる村	<ul style="list-style-type: none"> ①道路・交通 ②デジタル化 ③住宅、定住・移住 ④環境保全・環境衛生 ⑤水道 ⑥消防・防災 ⑦交通安全・防犯・消費者対策
2 活力と交流に満ちた産業の村	<ul style="list-style-type: none"> ①林業 ②農水産業 ③商工業・雇用 ④観光・交流
3 次代を担う人と文化を育む村	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育 ②社会教育 ③スポーツ ④文化財・文化活動 ⑤国際交流
4 子育てしやすく健康で長生きできる村	<ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援 ②保健・医療 ③高齢者支援 ④障がい者支援 ⑤地域福祉 ⑥国民健康保険・国民年金等
5 みんなで力をあわせてつくる村	<ul style="list-style-type: none"> ①多様性社会 ②コミュニティ ③村民参画・協働 ④行財政運営

2 人口の見通し

令和2年の国勢調査によると、本村の総人口は357人で、減少傾向で推移しています（令和7年10月1日現在の住民基本台帳人口は318人）。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本村の総人口は、本計画の目標年度である令和11年度には、237人程度になることが推計されています。

これを踏まえ、今後は、本計画・戦略に基づき、人口減少の歯止めにつながる取り組みを総合的かつ積極的に推進し、推計値を上回る人口となることを目指します。

第4章 踏まえるべき時代の流れ

地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しています。今後のむらづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代の流れは、次のとおりです。

1

人口減少と高齢化の加速

わが国では、生まれることの数が毎年過去最少を更新し、これに伴い、人口減少が加速度的に進んでいます。また、高齢化も急速に進行しており、高齢化率は世界一の水準となっています。

このため、本村においても、生き残りをかけた戦略的な人口減少対策や、人口構造の変化に対応した環境づくりを進めていくことが求められます。

2

脱炭素化の取り組みの本格化

地球温暖化がさらに深刻化し、人類の生存さえ脅かす重大な問題を引き起こす中、世界各国で脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められ、わが国においても、令和32（2050）年のカーボンニュートラル^{※2}に向けた動きが本格化しています。

このため、本村においても、再生可能エネルギーの利活用など、脱炭素化に向けた取り組みを加速していくことが求められます。

3

デジタル化の急進展

近年、民間企業はもとより、地方自治体においてもDX^{※3}が急速に進展し、AI^{※4}やロボットなどのデジタル技術を活用した業務の効率化やサービスの向上など、様々な変革が進んでいます。

このため、本村においても、誰もが便利で幸せに暮らすことができるよう、様々な場面でデジタル化による変革を進めていくことが求められます。

※2 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスと、森林や植物による温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

※3 Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術を活用し、業務やサービス、組織をはじめ、様々な仕組みを変革すること。

※4 Artificial Intelligence の略。人工知能。

4

危機管理の重要性の高まり

全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生しているほか、凶悪犯罪や特殊詐欺による被害も後を絶たず、危機管理の重要性がこれまで以上に高まってきています。

このため、本村においても、大規模災害に備えた防災・減災体制のさらなる強化をはじめ、あらゆる分野で危機管理の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

5

ウェルビーイングへの注目度の高まり

近年、世界的に「ウェルビーイング（Well-being）※⁵」が注目されており、わが国においても、様々な分野でこの考え方が導入され、人々の幸福感や生活の質を重視した取り組みが進められています。

本村においても、世界・国の動きと連動し、様々な分野で村民のウェルビーイングの向上に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

6

共生と多様性を重視する時代の到来

大規模災害の発生や生活課題の複雑・多様化などを背景に、身近な地域で支え合う共生社会の重要性が再認識されているほか、多様な人々が共存する「ダイバーシティ※⁶」の考え方方が広がりつつあります。

このため、本村においても、支え合い助け合う地域コミュニティの維持、誰もが自分らしく暮らせる多様性社会の形成を進めていくことが求められます。

※⁵ Well（よい）と being（状態）からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に満たされた健康で幸福な状態にあること。

※⁶ 多様性を意味する言葉で、性別や年齢、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが、組織の中で共存している状態のこと。

7

地方産業・経済の停滞

人口減少の進行等に伴う担い手の減少、後継者不足、資材価格の高騰などを背景に、地方の産業・経済は停滞傾向にあり、地域活力の低下や雇用の場の不足が引き続き大きな問題となっています。

このため、本村においても、こうした状況を十分に踏まえ、地域特性に即した持続可能な産業の育成に向けた取り組みを進めいくことが求められます。

8

S D G s の浸透と次の国際目標の検討の進展

S D G s（エス・ディー・ジーズ）^{※7}は、今や世界中に広く浸透し、わが国においても、積極的な取り組みが進められています。また、国連未来サミット等において、令和 12（2030）年以降の国際目標「ポスト S D G s」に関する検討が進められています。

このため、本村においても、この動きを注視しながら、各種の行政活動に取り組んでいくことが求められます。

9

多様な主体の参画・協働の重要性の高まり

ますます増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しつつ、魅力と活力ある地域をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、地域における多様な主体の参画と協働が必要不可欠です。

このため、本村においても、村民や村民団体、事業者、教育機関、周辺自治体等の多様な主体の参画と協働を促進し、オール野迫川によるむらづくりを進めていくことが求められます。

^{※7} Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

第2部 後期基本計画

第1章 快適・安全・安心に暮らせる村

1 道路・交通



現状と課題

道路や公共交通は、住民生活や地域産業を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本村の道路網は、県道3路線と高野龍神スカイラインを骨格に、これらに接続する村道や林道によって構成されています。

本村ではこれまで、奥地山村という厳しい地理・地形条件を踏まえ、村民の利便性・安全性の向上及び広域的アクセスの向上に向け、関係機関と連携しながら道路網の整備を進めてきました。

しかし、未改良区間が多く、村内の移動や都市部へのアクセスに長時間をする状況にあるほか、落石・転落の危険性の高い箇所や車の離合が困難な箇所も数多くみられ、さらなる整備が求められています。

このため、県道から村道、林道に至るまで、村内道路網の計画的な整備に一層積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、本村の公共交通機関は、民間バス会社による路線バスと村営バスがあります。

本村では、近年、村民や来訪者の利便性の向上に向け、買い物バスの運行を開始したほか、村営バスの高野山駅までの延伸や北今西線の新設を行いました。

今後とも、村民ニーズ等を踏まえながら、これらの維持・確保、利便性向上に努める必要があります。

施策の体系

道路・交通

- 国道の整備促進
- 県道の整備促進
- 村道及び橋梁の整備・維持管理の推進
- 林道の整備・維持管理の推進
- 村民による道路管理等の促進
- 冬季の交通及び安全性の確保
- 路線バスの維持・確保
- 村営バスの等の維持・確保と利便性向上
- 村一体となった生活基盤の整備

主要施策

(1) 国道の整備促進

奈良県南部地域の活性化に向け、関係自治体との連携のもと、国道 168 号（五條新宮道路）の整備を関係機関に要請していきます。

(2) 県道の整備促進

主要地方道高野天川線を中心に、一般県道高野辻堂線、一般県道川津高野線の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(3) 村道及び橋梁の整備・維持管理の推進

村道上垣内立里線、村道上垣内水ヶ峰線をはじめ、村道及び橋梁の整備・維持補修を計画的、効率的に進めます。

(4) 林道の整備・維持管理の推進

林業の振興及び地域活性化に向け、林道ホラ谷立里線等の開設をはじめ、林道及び橋梁の整備・維持補修を計画的、効率的に進めます。

(5) 村民による道路管理等の促進

村民の道路愛護意識を高め、道路の維持管理や沿道環境・景観の保全に関する取り組みを促進します。

(6) 冬季の交通及び安全性の確保

冬季の交通及び安全性の確保に向け、除雪や融雪剤の散布等による適正な道路管理に努めます。

(7) 路線バスの維持・確保

路線バスの利用促進に努めるとともに、維持・確保を関係機関に働きかけます。

(8) 村営バス等の維持・確保、利便性向上

村民ニーズを踏まえ、村営バス及び買い物バスの維持・確保、利便性の向上に努めます。

(9) 村一体となった生活基盤の整備

生活基盤の整備にあたっては、県道の改良促進として狭隘区間の改善や観光客も含めた安全対策を進めるとともに、買い物バスや移動スーパーなど公共交通・買い物支援施策を継続・発展させ、さらに庁舎やホテル、集会所等の公共施設について、老朽化対策として改修や建て替えの検討を行うなど、村一体となった取り組みを行います。

2 デジタル化



現状と課題

近年、民間企業はもとより、地方自治体においてもDXが急速に進展し、AIやロボットなどのデジタル技術を活用した社会全体の変革が進んでいます。

本村では、これまで、時代に即した各種システムの導入・更新などを行い、電子自治体の構築を進めてきたほか、国・県と連携し、ケーブルテレビ網の整備を行い、村全域でケーブルテレビや高速・大容量のインターネットの利用が可能な環境を整備してきました。

また、近年では、国・県の方針等に基づき、基幹業務システムの標準化・共通化に取り組むなど、デジタル社会への対応にも着手しています。

今後、こうしたデジタル化は、行政における業務の効率化はもとより、村民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化に必要不可欠なものとなることが予想されることから、行政と地域社会の両方のデジタル化に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

施策の体系

デジタル化

- デジタル化推進体制の整備
- 行政のデジタル化の推進
- 地域社会のデジタル化の推進
- 地域の情報通信基盤の充実

主要施策

(1) デジタル化推進体制の整備

実情に即したデジタル化を計画的に推進するため、DXに関する指針づくりを行います。

(2) 行政のデジタル化の推進

- ① 村民の利便性の向上に向け、オンライン手続きの拡充や支払いのキャッシュレス化、書かない窓口等の整備を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、AIやRPA^{※8}等の導入を進めます。
- ③ デジタル社会に即した組織・機構、職場環境の整備に向け、職員の意識改革・人材育成や「働き方改革」の推進、テレワークの推進、オンライン会議の活用等を図ります。
- ④ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。

(3) 地域社会のデジタル化の推進

- ① 地域課題の解決や地域活性化、村民生活の向上に向け、教育分野をはじめ、産業分野や健康福祉分野など、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めます。
- ② すべての村民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド^{※9}対策を推進します。
- ③ 村民や事業者がデータを容易に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- ④ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

(4) 地域の情報通信基盤の充実

整備されたケーブルテレビ網を有効に活用するため、適正な維持管理やスマートフォン・パソコンでも視聴できる仕組みの整備検討を行うとともに、自治体チャンネルによる情報提供の充実を図ります。

^{※8} Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

^{※9} デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

3 住宅、定住・移住



現状と課題

人々の定住を促すとともに、他地域からの移住を促進するためには、快適で安全・安心な住宅の確保が最も重要な要件の一つといえます。

現在、本村には、上垣内地区に13戸、上地区に10戸、北股地区に5戸、中地区に5戸、柞原地区に3戸の合計36戸の村営住宅があります。

本村ではこれまで、過疎化・少子高齢化が進む中、人口減少の歯止めを目指し、入居の促進に関する取り組みを行い、現在、すべての住宅が入居済となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、新たな住宅の整備について検討していくとともに、老朽化した住宅の適正な維持管理・改修を進めていく必要があります。

また、本村では、若者等の定住・移住の促進に向け、こどものいる世帯の村内定住に関する補助など各種定住促進補助制度を実施しているほか、空き家バンク制度の活用や空き家の改修等への補助、旧北今西小学校を活用した移住・定住施設促進施設の設置・活用等を行っていますが、今後とも、こうした事業の充実を中心に、定住・移住の促進に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

施策の体系

住宅、 定住・移住

- 村営住宅の整備・管理
- 定住・移住促進施策の推進
- 村一体となった人口減少対策の推進
- 婚活イベント等の情報提供

主要施策

（1）村営住宅の整備・管理

- ① 人口減少の抑制に向け、地域の実情やニーズを踏まえつつ、各地区において持続的な集落形成につながる住宅整備を進めることを基本方針とし、新規住宅の整備を積極的に推進します。
- ② 快適で安全・安心な住環境の確保に向け、老朽化した村営住宅の維持管理・改修を計画的に進めます。

（2）定住・移住促進施策の推進

- ① 定住・移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住相談体制の充実を図ります。
- ② 空き家の有効活用を図るため、空き家バンク制度を活用し、空き家情報の収集・提供に努めるとともに、空き家の改修及び老朽危険空き家の解体にかかる補助を実施します。
- ③ 県と連携し、東京圏から移住して県内で就業または起業をしようとする人に対して支援金を支給する移住支援金制度の周知と活用促進に努めます。
- ④ 家族で村外から村内へ転入してきた小学生以下のこどものいる世帯に対して奨励金を交付する村独自の定住者奨励事業をはじめ、村営住宅への入居補助、家賃補助を実施します。
- ⑤ 移住体験室やワーキングスペース等を備えた移住・定住促進施設北今西館「ぶなの森」について、適正管理及び利用者のニーズに即した施設・設備の充実を図るとともに、幅広く周知を行い、利用促進に努めます。
- ⑥ 村の知名度やイメージを向上させ、定住・移住希望者や本村のファンとなる関係人口を増やすため、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

（3）村一体となった人口減少対策の推進

定住・移住促進施策の推進にあたっては、新規村営住宅の整備等の住宅施策、起業・創業の支援や雇用対策等の職場の確保に向けた施策、山村親子留学の推進等の教育施策など、関連する施策とのコラボレーションのもと、村一体となった取り組みを行います。

（4）婚活イベント等の情報提供

結婚を希望する独身男女の希望をかなえるため、広域や各産業団体等で行われる婚活イベント等の情報提供に努めます。

4 環境保全・環境衛生



現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化する中、世界各国で脱炭素化に向けた動きが本格化し、国や奈良県においても、令和32（2050）年に温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すことを表明しています。

本村には、緑の森と豊かな水、澄んだ空気に包まれた、四季を感じることができます。

本村では、これらの自然をはじめとする良好な環境を保全するため、村民の環境美化運動の促進や不法投棄対策の推進、学校における環境教育の推進などに取り組んできました。

また、エネルギーの地産地消による自立型社会の実現、産業振興をはじめとする地域の活性化、そして地球温暖化の防止に向け、令和6年度に、木質バイオマス活用推進計画を策定し、村内で発生する間伐材等（その多くは林地に放置されている）の林地残材から薪を生産し、木質バイオマスエネルギー^{※10}として、温浴施設等で活用する取り組みを進めています。

今後、こうした環境・エネルギー施策は、美しく快適な居住環境を創出し、人々の定住・移住の促進につながるものとして一層重要性を増すことが見込まれることから、今後とも、多面的な施策を積極的に推進していく必要があります。

また、ごみの発生抑制と資源の循環を基本とした循環型社会の形成が求められている中で、本村でも、ごみの減量化・リサイクルの促進に努めてきましたが、今後とも、循環型社会の形成に向け、ごみの適正処理や村民の自主的な3R運動^{※11}の促進に取り組んでいく必要があります。

※10 間伐材や製材くず、建築廃材などの木に由来するバイオマス（生物資源）を利活用したエネルギー。

※11 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

施策の体系

環境保全・ 環境衛生

- 公共施設等における地球温暖化対策の推進
- 再生可能エネルギー施策の推進
- 村民の環境保全・美化活動の促進
- 不法投棄対策の推進
- ごみの適正処理とリサイクル等の促進

主要施策

(1) 公共施設における地球温暖化対策の推進

職員の省エネ行動の徹底や照明のLED化をはじめ、村が率先して公共施設における温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。

(2) 再生可能エネルギー施策の推進

- ① 木質バイオマス活用推進計画に基づき、間伐材等から薪を生産し、「ホテルのせ川」で活用する仕組みの定着・充実を図るとともに、他の公共施設や一般家庭・事業所での活用に向けた取り組みを段階的に進めています。
- ② 豊な水量を誇る河川を生かした小水力発電の導入についても検討していきます。

(3) 村民の環境保全・美化活動の促進

環境教育や啓発活動を推進し、村民の環境保全意識の高揚を図りながら、地域における清掃運動や花いっぱい運動など、村民の自主的な環境保全・美化活動を促進します。

(4) 不法投棄対策の推進

村民との協働による監視・パトロールを行い、不法投棄の防止及び適正処理に努めます。

(5) ごみの適正処理とリサイクル等の促進

- ① 広報・啓発活動の推進により、村民のごみ分別の徹底を促進するとともに、引き続き適正な収集・処理に努めます。
- ② 村民の自主的な3R運動を促進し、ごみの減量化・資源化を進めます。

5 水道



現状と課題

水道は、人々が健康で快適な暮らしを送るために必要不可欠なライフラインです。

本村では、11箇所に設置された簡易水道施設によって村全域に飲料水の供給が行われています。

施設の管理は各区の水道組合が行っていますが、人口減少や高齢化が進む中、将来的に施設管理が困難な状況になることが予想されるほか、施設の老朽化が進んでおり、これらへの対応が求められています。

今後は、村民の日常生活に一日も欠かせない水を安定的に供給していくため、簡易水道施設の管理体制の維持・充実や計画的な改修を進めていく必要があります。

施策の体系

水道

- 簡易水道施設の管理体制の維持・充実
- 簡易水道施設の改修

主要施策

（1）簡易水道施設の管理体制の維持・充実

- ① 村民の理解と協力のもと、各区の実情に応じた簡易水道施設の管理体制の維持を促進します。
- ② 簡易水道施設の管理が困難になることが見込まれる区における管理の仕組みづくりについて検討していきます。

（2）簡易水道施設の改修

老朽化した簡易水道施設について、災害時への対応や水質の保全等も勘案しながら、順次改修を行います。

6 消防・防災



現状と課題

わが国の火災件数や火災による死者数は減少傾向にありますが、死者のおよそ7割が高齢者となっています。

本村の消防体制は、奈良県広域消防組合野迫川分署が設置されているほか、5分団で構成される消防団が組織されており、消火活動や防火活動等を行っています。

しかし、消防団においては、人口減少等に伴う団員確保の困難さや団員の高齢化により、消防力の低下が懸念されているほか、救急ニーズについても増大・多様化が予想されます。

このため、消防団の活性化をはじめ、消防施設・設備の整備を進めるとともに、常備消防・救急体制の適正化に向けた取り組みを継続し、消防・救急体制の強化を図る必要があります。

また、全国各地で地震や線状降水帯の発生等による大規模な自然災害が発生し、災害からの安全性の確保が強く求められています。

急峻な山々に囲まれ、急傾斜地の多い地形条件にある本村は、災害が発生しやすい環境下にあり、防災・減災体制の一層の強化が求められています。

このため、令和5年の記録的短時間大雨や令和6年の土砂崩れなどを教訓に、また南海トラフ巨大地震の発生予測も踏まえ、村及び防災関係機関、村民が一体となった総合的な防災・減災体制を確立するとともに、災害防止に向けた治山・治水・砂防対策を促進していく必要があります。

施策の体系

消防・防災

- 消防団の活性化
- 常備消防・救急体制の維持・充実
- 消防水利の整備
- 総合的な防災体制の確立
- 治山・治水・砂防対策の促進

主要施策

（1）消防団の活性化

団員の確保対策の強化をはじめ、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防車両をはじめとする施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。

（2）常備消防・救急体制の維持・充実

広域的連携のもと、奈良県広域消防組合野迫川分署による常備消防・救急体制の維持・充実を図ります。

（3）消防水利の整備

防火水槽などの消防水利を必要に応じて整備していきます。

（4）総合的な防災体制の確立

- ① 災害に強いむらづくりを総合的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行います。
- ② 広報・啓発活動の推進や防災訓練の実施等を通じ、村民の防災意識の高揚及び自主的な備えを促進します。
- ③ 防災行政無線の充実やケーブルテレビの活用等により、緊急時の情報通信体制の充実を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、防災倉庫などの防災施設の維持や、食糧品・資機材等の備蓄品の更新を行います。
- ⑤ 高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な人の避難支援体制の充実に向け、名簿の更新や個別避難計画の策定を図ります。

（5）治山・治水・砂防対策の促進

各種危険箇所の点検・調査を行いながら、地すべりや急傾斜地の崩壊、土石流の発生等の防止のための施設整備、災害防止のための河川改修など、予防を含む治山・治水・砂防対策を関係機関に要請していきます。

7 交通安全・防犯・消費者対策



現状と課題

わが国の交通事故件数や交通事故による死者数は減少傾向にありますが、死者のおよそ6割が高齢者となっています。

本村では、警察等と連携し、交通安全教育や啓発活動を推進し、村民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備を進めています。

しかし、高齢者ドライバーが増加し、高齢者による運転中の事故の増加が懸念されるほか、レンタカーを借りて村を訪れるインバウンド^{※12}など、山間部の狭い道路の運転に不慣れな観光客同士の接触事故等が増加し、その対策が求められています。

このため、今後の観光・交流事業の推進や道路網の整備による交通量の増加、高齢化の一層の進行等も勘案しながら、村民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進めるなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

また、わが国の犯罪（刑法犯罪認知件数）は増加傾向にあり、犯罪からの安全性の確保が強く求められています。

本村では、警察等と連携し、啓発活動や各種防犯活動を行い、犯罪の未然防止に努めています。

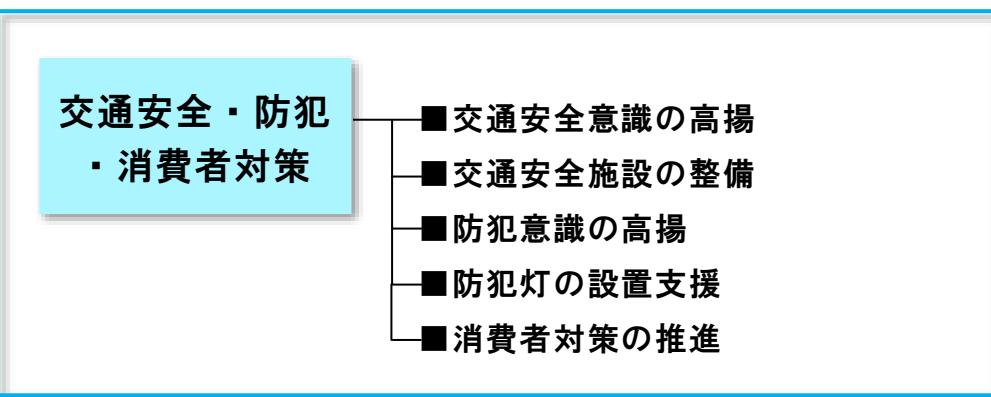
今後、犯罪はさらに複雑・多様化することが見込まれるとともに、一方では、高齢者のみの世帯の増加等により犯罪防止機能の低下も懸念されるため、村民の防犯意識の一層の高揚を図るとともに、防犯灯の設置支援等に努める必要があります。

また、全国的にオレオレ詐欺などの特殊詐欺による被害が後を絶たず、その手口もデジタル化等に伴い年々巧妙化してきています。

本村では、これらのトラブルは比較的少ない状況にありますが、高齢者のみの世帯が一層増加し、被害に巻き込まれる危険性が高まることが予想されるため、近年の環境変化を踏まえた啓発や情報提供、相談等に努める必要があります。

※12 訪日外国人旅行または旅行者。

施策の体系



主要施策

（1）交通安全意識の高揚

警察等との連携のもと、高齢者の事故防止を重点に、運転免許証の自主返納等も含め、交通安全教育や啓発活動を推進し、村民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。

（2）交通安全施設の整備

県道の安全な道路環境の整備を要請していくとともに、村道等においても、ガードレールやカーブミラー、反射材などの交通安全施設の整備を計画的に推進します。

（3）防犯意識の高揚

警察等との連携のもと、防犯に関する啓発活動及び情報提供を推進し、村民の防犯意識の一層の高揚を図ります。

（4）防犯灯の設置支援

夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、各区における防犯灯の設置及びLED化、維持管理を支援します。

（5）消費者対策の推進

関係機関との連携のもと、広報活動等を通じ、消費者への啓発や情報提供を推進するほか、広域的連携のもと、消費生活相談を推進します。

第2章 活力と交流の満ちた産業の村

1 林業



現状と課題

森林は、木材等生産機能はもとより、山地災害防止機能や水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能など、多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本村は、豊富な森林資源を有し、古くから林業を基幹産業として発展してきました。

本村の森林は、9割近くが民有林で、そのうち、スギ・ヒノキなどの人工林が7割弱となっており、育成途上の林分が大半を占め、間伐など保育が必要な状況にあります。

しかし、林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中、林業従事者の減少や高齢化、後継者不足等とも相まって、林業生産活動が停滞し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、林道・作業道等の林業生産基盤の整備を行いながら、計画的な森林整備を進めていく必要があります。

また、本村では、特用林産物として、ワサビやシイタケなどが生産されていますが、本村を代表する特産品として重要な位置を占めていることから、今後とも生産振興を支援していく必要があります。

なお、林業振興を図る上では、鳥獣害対策を推進することが極めて重要となっており、農林産物の被害を防止することが求められています。

施策の体系

林業

- 林業生産基盤の整備
- 森林整備体制の充実
- 計画的な森林施業の促進
- 森林の保全と総合的利用
- 特用林産物の生産振興
- 鳥獣害対策の推進

主要施策

（1）林業生産基盤の整備

森林整備の重要性を踏まえ、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備及び維持管理を計画的に進めます。

（2）森林整備体制の充実

- ① 地域林業の担い手として、森林組合の育成・強化に努めるとともに、これと連携し、林業労働者・後継者の育成・確保に努めます。
- ② 合理的かつ低コストの森林整備が行えるよう、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託を促進します。
- ③ 適正に整備・管理されていない森林については、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、適正な整備や管理、活用を進めます。

（3）計画的な森林施業の促進

森林の健全な育成を進め、良質材の生産を図るため、計画的、組織的な造林・保育等の森林施業を促進します。

（4）森林の保全と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全や治山対策の促進、観光・交流の場やいやしの場としての活用に努めるとともに、木質バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた取り組みを進め、森林の総合的利用に努めます。

（5）特用林産物の生産振興

- ① 本村を代表する特産品として、ワサビやシイタケ等の特用林産物の生産・流通体制の維持・充実に向けた取り組みを進めます。
- ② 一般社団法人「のせ川くれよん」を中心に、高野槇の生産振興を推進します。

（6）鳥獣害対策の推進

イノシシやシカ、サル、ツキノワグマなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関との連携のもと、鳥獣害対策の強化を図ります。

2 農水産業



現状と課題

農業は、食料の生産・供給だけではなく、自然環境の保全や景観の形成、集落環境の維持など、多面的な役割を持ってています。

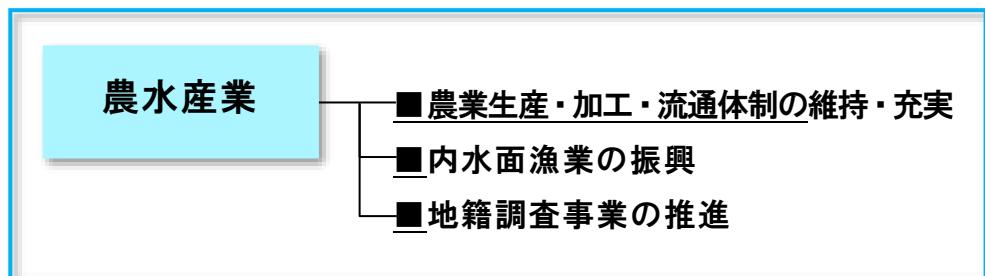
本村では、古くから野菜や米の生産を中心とした農業が営まれてきましたが、人口減少等に伴い、現在では、農業を生業としている農家はなくなり、生産された農産物は、すべてが自家消費用となっています。

しかし、生産活動が縮小し、荒廃農地や耕作放棄地が増加すると、集落環境等に悪影響を及ぼすことも考えられることから、今後は、地域性に即した柔軟な支援施策を推進し、生産活動の維持に取り組んでいく必要があります。

また、本村では、内水面漁業として、大股地区においてアマゴの養殖・放流が行われており、本村の特産品として定着していますが、今後とも、本村の重要な産業の一つとして、その生産振興を支援していく必要があります。

一方、本村では、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業を行っています。地籍調査事業は長期間を要する事業ですが、様々な行政分野で活用することができるところから、今後とも事業を計画的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 農業生産・加工・流通体制の維持・充実

- ① 野川イモ、野川キュウリなど、地域性や高齢社会に即した作物の生産や効率的な生産体制の整備に努めます。
- ② NPO法人「結の森俱楽部」や郷土料理研究会、地域おこし協力隊の育成等に努め、本村ならではの加工品の生産・販売を促進します。
- ③ 農産物や加工品の地産地消に向け、村内や近隣の観光・交流関連施設との連携を促すほか、直売施設の設置について検討していきます。

(2) 内水面漁業の振興

- ① 本村の重要な産業として、アマゴの養殖を支援するとともに、甘露煮等の加工品の販売促進に関する取り組みを進めます。
- ② 釣り客のニーズに応えるため、漁業協同組合が行うアマゴの放流事業を支援します。

(3) 地籍調査事業の推進

地籍を明確化し、土地を適正かつ有効に利用するため、村民の理解と協力を求めながら、地籍調査事業を引き続き計画的に推進します。

3 商工業・雇用



現状と課題

商業は、人々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するだけではなく、地域のにぎわいを生み出すものとして、地域活性化に大きな役割を担っています。

本村の商業は、卸売業はなく、小売業と飲食業で構成されています。本村では、古くから地域に密着した商業活動が行われてきましたが、小規模個人経営の商店が村内に散在する状況にあり、人口減少が進む奥地山村という制約の多い地域条件とも相まって、消費者ニーズの多様化、高度化への対応が困難な状況にある上に、経営者の高齢化や後継者不足が進み、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商業経営の安定化や事業承継を促すなど、本村の地域性に即した商業機能の維持・充実に努める必要があります。

また、工業は、地域経済の発展や雇用の場の確保に直結する産業であり、地域活性化や人々の定住・移住に重要な役割を果たしています。

本村の工業は、伝統産業の素麺工場が存在していますが、家内工業的な規模であり、商業と同様に取り巻く環境は一層厳しさを増しており、今後は、既存事業所の経営の安定化や起業・創業を目指した取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系

商工業

- 商工業事業所の継続・承継の支援
- 起業・創業の支援
- 雇用対策の推進

主要施策

(1) 商工業事業所の継続・承継の支援

融資制度に関する情報提供や指導・助言など、商工業事業所の事業継続や事業承継を支援する取り組みを行います。

(2) 起業・創業の支援

新たな活力の創出に向け、移住・定住促進施設北今西館「ぶなの森」の活用など、起業・創業を支援する取り組みを行います。

(3) 雇用対策の推進

- ① 関係機関との連携のもと、求人情報の提供など、村民やU・I・Jターン者の地元雇用（村及び近隣自治体での雇用）に向けた取り組みを行います。
- ② 働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、村内事業所等に対し、働き方改革に関する啓発活動・情報提供を行います。

4 観光・交流



現状と課題

観光・交流は、人々を呼び込み、にぎわいと経済効果を生み出すとともに、人々の定住・移住につながるものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本村には、高野龍神国定公園に代表される美しい自然環境・景観や、ワサビやシイタケ、アマゴをはじめとする特産品、荒神社や野川弁財天、世界遺産・熊野参詣道小辺路などの貴重な文化遺産、野迫川温泉ホテルのせ川やキャンプ場をはじめとする宿泊施設、鶴姫公園、総合案内所・レストラン鶴姫、高野豆腐伝承館、さらには祭りやイベントなど、奥高野の高原リゾートとしての魅力ある観光・交流資源があります。

特に、本村の宿泊観光の拠点である野迫川温泉ホテルのせ川は、秘境の温泉ホテルとして人気を博しており、宿泊者数も増加傾向にあります。

しかし、観光客のほとんどが高野山からの日帰り・立ち寄り客となっており、年間を通してより多くの人々が繰り返し訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取り組みが求められる状況にあります。

このため、今後は、観光振興による村全体の産業・経済の活性化、観光・交流から定住・移住への展開も視野に入れ、通年型・滞在型の“奥高野の高原リゾート”としての機能の強化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系

観光・交流

- 観光・交流資源の充実
- 体験・滞在型メニューの開発
- 広域観光体制の充実
- 観光PR活動の強化
- ホスピタリティの向上

主要施策

（1）観光・交流資源の充実

- ① 野迫川温泉ホテルのせ川について、本村の宿泊観光の拠点として、一層の魅力化を図るため、観光客や時代のニーズに即した施設・設備の改修や運営体制の充実を進めます。
- ② 参詣道及び周辺環境の保全など、世界遺産・熊野参詣道小辺路を生かした観光・交流機能の強化を進めます。
- ③ 鶴姫公園や総合案内所・レストラン鶴姫の適正な維持管理など、鶴姫公園周辺における観光・交流機能の強化を進めます。
- ④ その他の観光・交流施設についても、観光客のニーズに即した施設・設備の充実・適正管理に努めるほか、祭りやイベントの内容充実、郷土料理の開発・伝承等に努め、一層の有効活用を進めます。

（2）体験・滞在型メニューの開発

関係機関・団体や地域住民との協働のもと、優れた自然資源や歴史資源、豊富な農林水産資源を生かした体験・滞在型メニューの開発を進めます。

（3）広域観光体制の充実

近隣自治体との連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

（4）観光PR活動の強化

パンフレットやポスター、ホームページ、SNSなどの多様なメディアを活用し、観光PR活動の強化を図ります。特に、世界遺産・熊野参詣道小辺路等への外国人観光客の増加を踏まえ、外国人向けの情報発信等の強化に取り組みます。

（5）ホスピタリティの向上

観光客の本村への愛着を深め、また来たいと思われるよう、村民や観光関連事業者のホスピタリティ^{※13}の向上に向けた取り組みを進めます。

※13 おもてなしの心。

第3章 次代を担う人と文化を育む村

1 学校教育



現状と課題

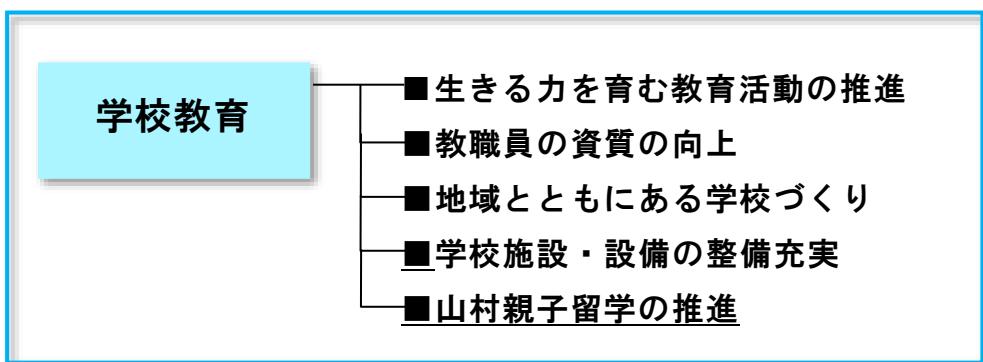
こどもたちが、「生きる力（自ら学び、自ら考え、自ら判断する力）」を身につけ、これから社会の担い手として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

本村では、令和3年度から、義務教育学校として野迫川小中学校を開校し、9年間を見通したカリキュラムを作成し、きめ細かな指導を行ってきました。また、小規模校という特性を生かし、ＩＣＴ機器を使った教育や他校との交流、グローバル化に対応した英会話学習、ふるさとを知り、ふるさと「野迫川」に誇りを持つふるさと学習などの特色ある教育を推進してきました。

しかし、本村は過疎化が進み、子どもの数も年々減少しています。このままでは学校自体もなくなってしまうという危機感があり、山村親子留学や定住促進事業により、少しでも児童生徒が増える努力も行っています。

こどもたちを増やしつつ、学校施設を整え、義務教育学校としての特性を生かしながら、生きる力を育む教育活動や「ふるさと野迫川」を誇りに思う教育を一層進めていかなければなりません。

施策の体系



主要施策

(1) 生きる力を育む教育活動の推進

- ① ふるさと学習では、村の自然・歴史・産業・人材等について学ぶ
だけでなく、村が抱える課題に対して自ら考え、提案できる力を養
います。英会話学習では、国際交流（現在はグアム研修）やスロバ
キアとの交流の場で生かせるコミュニケーション力の育成を図り
ます。ＩＣＴの活用では、調べ学習をはじめ、他校との交流やスロ
バキアとのオンライン交流など、多様な学びの機会に積極的に活
用していきます。
- ② 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育をとおして、自己の
生き方を考え、主体的に判断し、行動できる力を養うとともに、い
じめや不登校等の心の問題に関する相談・指導を推進します。
- ③ 健やかな体の育成に向け、体育・保健教育・食育教育を推進し、
自ら自分の生活に生かそうとする力を養います。
- ④ 大学との交流をさらに活発にし、専門的な知識にふれる機会の
充実や、コミュニケーション能力の向上につながる取り組みを進
めます。

(2) 教職員の資質の向上

使命感を持ち、指導力を発揮する優れた教職員の育成・確保に向け、関係機関との連携のもと、研修や研究活動を促進します。

(3) 地域密着型の学校づくり

地域住民との交流や、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進等を通じ、地域密着型の学校づくりを一層推進します。

(4) 学校施設・設備の整備充実

- ① こどもたちの安全な学習・生活の場として、学校施設の適正な維持管理・改修等に努めます。
- ② 遠隔授業等に対応したＩＣＴ機器の整備や更新、学校図書の充実など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

(5) 山村親子留学の推進

児童生徒数の確保による学校の維持と教育環境の充実、子育て世代の流入による人口減少の抑制、地域活性化に向け、山村親子留学の取り組みを積極的に推進します。

2 社会教育



現状と課題

人生100年時代やデジタル社会を迎えるにあたり、一人ひとりが、生涯にわたって学び、活躍できる環境づくりや、コミュニティの基盤を支える学習活動の促進がますます重視されています。

本村では、婦人会や郷土料理研究会、青年団、P T A、夜叉太鼓クラブ、のせ川ラボ等の団体が村内外を問わず幅広い範囲で活動しています。

社会教育施設としては、山村振興センターや公民館、各区の生活改善センターがあり、各種団体の活動や講座、区民の活動に活用されています。

しかし、過疎化や少子高齢化が進む中、参加者の減少や固定化がみられるほか、拠点施設の老朽化等の問題もあり、各種活動は停滞・縮小傾向にあります。

このため、施設環境の充実をはじめ、村民の学習ニーズに即した講座等の開催など、村民主体の学習活動の活性化を促す環境・条件づくりを進めていく必要があります。

また、これまでの活動を通じて継承されてきた事項については、近年、その伝承が十分に行われなくなっている現状が見受けられることから、今後は、これらを次世代へ確実に受け継いでいくことが求められます。

施策の体系

社会教育

- 社会教育施設の適正管理
- 社会教育事業の充実
- 社会教育団体等の育成

主要施策

（1）社会教育施設の適正管理

老朽化や利用状況を踏まえ、社会教育施設の適正な維持管理に努めます。

（2）社会教育事業の充実

- ① 村民ニーズや本村の特性・資源、デジタル化の進展など社会・経済情勢の変化を踏まえ、各種学習会や研修会、講座などの内容の充実に努めます。
- ② 部活動の地域展開も踏まえながら、地域クラブ指導員の募集や新なクラブの創設など、地域クラブの育成を図ります。

（3）社会教育団体等の育成

社会教育団体の育成・支援、地区における学習活動の支援に努め、村民の自主的な学習活動を促進します。

3 スポーツ



現状と課題

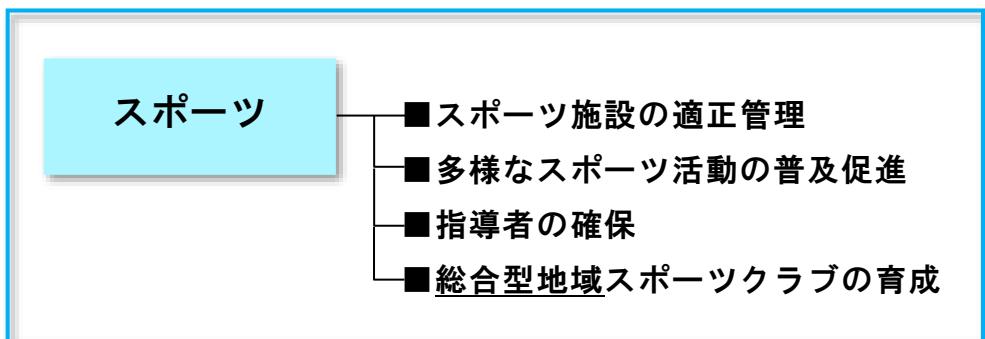
スポーツは、健康・体力の維持・増進に役立つだけではなく、住民同士の交流を促進し、地域連帯意識を育むものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本村では、総合型地域スポーツクラブが組織されており、フットサルやゲートボール、モルックをはじめとするスポーツ活動が行われています。

スポーツ施設としては、野川体育館や健民グラウンド、ふれあい広場、小中学校の体育施設があり、活発に利用されています。

しかし、参加者の減少や固定化といった状況もみられることから、今後は、軽スポーツを中心に、村民の誰もがスポーツに気軽に親しみ、日々の暮らしの中に定着させることができる環境づくりが必要となっています。

施策の体系



主要施策

（1）スポーツ施設の適正管理

老朽化の状況や利用ニーズを踏まえ、スポーツ施設の適正な維持管理に努めます。

（2）多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、村民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ② 村民ニーズを的確に把握しながら、スポーツ教室・大会等の内容充実を図り、多様なスポーツ活動の普及促進に努めます。特に、高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「モルック^{※14}」などの幅広い年齢層が参加できるスポーツの機会の提供に努めます。

（3）指導者の確保

広域的連携等により、スポーツ推進委員などの指導者の養成・確保に努めます。

（4）総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの活動支援に努め、村民の自主的なスポーツ活動を促進します。

※14 フィンランド発祥で、木製の棒（モルック）を投げ、数字が書かれた木のピンを倒し、得点を競う競技。

4 文化財・文化活動



現状と課題

文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産であり、これらを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの大切な役割です。

本村には、国指定文化財が1件、県指定文化財が5件、村指定文化財が7件あるほか、弘法大師にまつわる荒神社や野川弁財天などの貴重な文化遺産があります。

また、本村を縦走する熊野参詣道小辺路は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されており、世界的な規模で注目を集めています。

さらに、地区ごとに様々な行事が受け継がれ、特に弓手原地区と北今西地区のオコナイは、県指定の無形文化財となっています。

これらの文化財は、村民の貴重な財産であるとともに、観光・交流資源としても重要な役割を担っており、今後とも適切な保存に努めるとともに、様々な分野で有効活用していく必要があります。

また、文化活動については、村民主体の活動が行われていますが、これらの文化活動は、精神的な豊かさや感動、生きる喜びをもたらすものであり、村民生活に欠かせない重要な要素であることから、今後とも、誰もが気軽に文化芸術にふれ、活動することができる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

文化財・文化活動

- 文化財の保存・活用
- 文化芸術にふれる機会の提供

主要施策

（1）文化財の保存・活用

- ① 文化財愛護意識の啓発を行いながら、地域住民との協働のもとに文化財の適切な保存・活用に努めます。
- ② オコナイなどの無形文化財についても、保存活動への支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。
- ③ 観光・交流事業と連動し、熊野参詣道小辺路の保存整備を行います。

（2）文化芸術にふれる機会の提供

魅力ある文化イベントや行事の開催を図り、多様な文化芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の提供に努めます。

5 國際交流



現状と課題

あらゆる分野でグローバル化が進むとともに、全国的にインバウンドや外国人住民が増加する中、これらに対応した人材の育成や地域づくりの重要性が高まっています。

本村では、スロバキア共和国ビゾケタトリ市との交流を行っているほか、こどもたちが貴重な体験を通じて国際感覚を身につけるとともに、村への愛着を育むため、中学生を対象に海外（グアム島）への語学研修を実施しています。

過疎化・少子高齢化が進む本村にとって、国際交流は、単なる人との出会いやふれあいにとどまらず、新たな村の一面を知り、村への愛着を育むきっかけとなる貴重な活動であることから、交流を引き続き推進していくとともに、多くの村民を巻き込んだ交流となるよう取り組んでいく必要があります。

施策の体系

国際交流

■中学生の国際交流事業の推進

■村民主体の国際交流活動の促進

主要施策

（1）中学生の国際交流事業の推進

こどもたちが国際感覚を身につけ、異文化への理解や村への愛着を深められるよう、海外への語学研修を実施するなど、国際交流事業を推進します。

（2）村民主体の国際交流活動の促進

スロバキア共和国ビソケタトリ市との交流をさらに発展させ、多くの分野で村の活性化につなげていくため、スロバキアに関する様々な資料・情報の展示・紹介や意識啓発を行いながら、村民や団体主体の交流活動を促進する取り組みを進めます。

第4章 子育てしやすく健康で長生きできる村

1 子育て支援



現状と課題

わが国では、少子化が深刻化する中、令和5年度に、こども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足させ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

現在、本村には、上垣内地区に保育所が1か所あります。本村ではこれまで、令和元年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育内容の充実や学童保育の実施、子育てに関する経済的支援の推進など、各種の子育て支援施策を進めてきました。

しかし、依然として出生数の減少が進んでいるとともに、子育てに不安や負担感を抱く傾向もみられ、あらためて村一体となって、少子化対策、子育て支援にかかる施策に力を入れていくことが求められています。

このような中、本村では令和6年度に、こども施策を総合的かつ一体的に推進するための指針として、こども計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、「こども楽園村 のせがわ」の実現に向けた取り組みを積極的に推進し、一人でも多くのこどもが生まれ、心身ともに健やかに育つむらづくりを進めていく必要があります。

施策の体系

子育て支援

- 子育てを支援する仕組みづくり
- 援助が必要なこどもと家庭を支援する仕組みづくり
- 健やかに生み育てる環境づくり
- 仕事と子育てを両立させる社会づくり
- こどもが安全に育つ安心なむらづくり

主要施策

(1) 子育てを支援する仕組みづくり

子育てを支援する仕組みをさらに充実させるため、保育所における子育て支援の充実や相談機能の充実、子育て情報の提供など地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子ども医療費の助成や児童手当の支給など子育て家庭への経済的支援を推進します。

(2) 援助が必要なこどもと家庭を支援する仕組みづくり

援助が必要なこどもと家庭を支えるため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の防止に向けた取り組みを推進するほか、関係機関と連携し、障がいのあるこどもや家庭、ひとり親家庭への支援等を行います。

(3) 健やかに生み育てる環境づくり

こどもを健やかに生み育てることができるよう、こどもと母親の健康の確保に向けた取り組みや食育等を推進します。

(4) 仕事と子育てを両立させる社会づくり

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の多様な保育ニーズに即した保育サービスの充実を図るとともに、父親の子育て参加に関する啓発の推進など就労者の働き方の見直しに向けた取り組みを進めます。

(5) こどもが安全に育つ安心なむらづくり

こどもが安全に育つ環境づくりに向け、公共施設のバリアフリー化や交通安全・防犯対策の推進はもとより、公園等の遊び場の確保・整備や公園遊具の点検・改修を行います。

2 保健・医療



現状と課題

わが国では、平成6年度から、すべての人々が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を進めています。

本村ではこれまで、平成28年度に策定した健康野迫川村21（第2次）及び第1次野迫川村食育推進計画等の指針に基づき、村民一人ひとりが健全な生活習慣を身につけ、健康づくり活動を主体的に進められるよう、各種の保健サービスを提供してきました。

しかし、本村においても糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加し、生活習慣の改善が重要な課題になっているほか、少子高齢化が急速に進む中で、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりや、高齢者の介護予防、心の健康づくりなども求められています。

このため、健康野迫川村21及び野迫川村食育推進計画の見直しを行い、村民の自主的な健康づくり活動の促進を基本に、きめ細かな保健サービスを提供し、村民の健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりを進めていく必要があります。

また、医療機関については、村内に国民健康保険診療所があり、医師1名と看護師2名が常駐しています。また、近隣には五條病院や高野山総合診療所等があるほか、奈良県南和地域の医療機関として大淀町に南奈良総合医療センターがあります。

本村ではこれまで、医師の確保や施設・設備の更新等を行い、診療所の充実を図ってきましたが、高齢化が急速に進む中で、村民生活に密着した医療拠点として、今後とも診療所の果たす役割は大きく、さらなる充実が求められています。

施策の体系

保健・医療

- 健康づくり推進体制の整備
- 村ぐるみの健康づくり活動の促進
- 健康診査・指導等の推進
- 母子保健の推進
- 地域医療体制の維持・充実

主要施策

（1）健康づくり推進体制の充実

実情に即した健康づくり施策を計画的に推進するため、これまでの成果と課題、国・県の動向等を踏まえ、健康野迫川村21及び野迫川村食育推進計画等の指針の見直しを行います。

（2）村ぐるみの健康づくり活動の促進

広報・啓発活動の推進やすこやかポイント制度の活用等により村民の健康管理意識の高揚を図りながら、栄養・食生活や身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康などの「生活習慣の改善」、がんや循環器病、糖尿病、COPD^{※15}などの「生活習慣病の発症予防・重症化予防」をはじめとする各分野の目標の達成に向けた村ぐるみの健康づくり活動を促進します。

（3）健康診査・指導等の推進

受診率の向上に向けた取り組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診を実施するとともに、健康教育、健康相談等を推進します。

（4）母子保健の充実

関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、育児に関する健康教育や相談など、各種の母子保健事業の充実を図ります。

（5）地域医療体制の維持・充実

- ① 国民健康保険診療所について、医療DXへの対応も考慮しながら、施設・設備の適正な維持管理を行い、診療機能の維持・充実に努めます。
- ② 訪問診療や出張診療など、村民が診療所以外で医療を受けられる体制の充実に努めます。
- ③ 広域的連携の強化により、救急医療体制や高度医療体制の充実に努めます。

※15 慢性閉塞性肺疾患。主にタバコの煙などの有害物質を長年吸い込むことにより、肺の空気の通り道が狭くなり、呼吸が困難になる病気。

3 高齢者支援



現状と課題

わが国では、世界に類をみない速度で高齢化が進む中、地域包括ケアシステム^{※16}の充実に向けた取り組みを進めています。

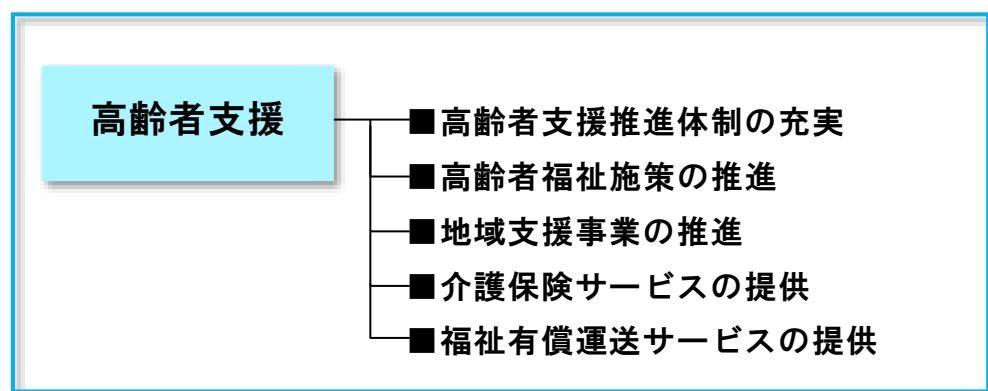
本村ではこれまで、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの提供や地域支援事業の推進、高齢者の健康・生きがいづくりへの支援など、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

令和5年度には、各種施策・事業を点検し、これまでの計画を見直し、第10期高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定し、施策・事業の充実に努めているところです。

しかし、今後、本村の高齢化は加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれ、高齢者支援の充実は引き続き大きな課題となっています。

このため、今後は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しなどによる推進体制の充実を図りながら、介護予防を柱とした各種施策・事業を着実に推進し、すべての高齢者ができる限り介護が必要な状態にならず、健康で安心して暮らせるむらづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



^{※16} 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

主要施策

（1）高齢者支援推進体制の充実

- ① 実情に即した高齢者支援施策を計画的に推進するため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行います。
- ② グループホーム「ゆうゆう苑」の機能強化など、施設環境の充実を図ります。

（2）高齢者福祉施策の推進

- ① 老人クラブ活動の支援や学習の場の提供、虐待の防止や認知症高齢者の支援に関する取り組みなど、高齢者の健康づくり・生きがい・安心への支援に努めます。
- ② 配食サービス等の在宅福祉サービス、施設サービスなど、高齢者の日常生活を支援するサービスの提供を図ります。

（3）地域支援事業の推進

一般高齢者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、介護が必要な状態とならないための様々なサービスを提供する地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を推進し、予防重視型の仕組みづくりを進めます。

（4）介護保険サービスの提供

要支援認定者の重度化の防止及び要介護認定者の生活支援等に向け、広域的連携等により、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）をはじめとする各種の居宅介護サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス等の提供体制の充実に努めます。

（5）福祉有償運送サービスの提供

公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保できない要支援・要介護認定者や身体障がい者等に対し、社会福祉協議会と連携して運送サービスを提供します。

4 障がい者支援



現状と課題

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが人権と個性を尊重し合い、地域の中でともに生き、ともに活躍することができる社会づくりが求められています。

本村ではこれまで、障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障がい者に対する理解の促進や保健・医療・福祉サービスの提供、生活環境の整備等に関する取り組みを進めてきました。

令和5年度には、各種施策・事業を点検し、これまでの計画を見直し、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定し、施策・事業の充実に努めているところです。

しかし、近年、高齢化の急速な進行とともに障がい者及び介護者の高齢化が進んでおり、将来の生活に不安を抱えている家庭もみられ、障がい者支援の充実が求められる状況にあります。

このため、今後は、障がい者基本計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見直しなどによる推進体制の充実を図りながら、障がい者一人ひとりのニーズを的確に踏まえ、自立支援と総合的な生活支援を基本とした施策・事業を行い、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、ともに生きる地域づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

障がい者支援

- 障がい者支援推進体制の充実
- 障がい者に対する理解の促進
- 保健・医療サービスの充実
- 生活支援の充実
- 障がい者にやさしい環境づくり

主要施策

（1）障がい者支援推進体制の充実

実情に即した障がい者支援施策を計画的に推進するため、障がい者基本計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見直しを行います。

（2）障がい者に対する理解の促進

障がいや障がい者に対する村民の理解を深め、互いに支え合い、ともに生きる地域づくりを進めるため、広報・啓発活動等を推進します。

（3）保健・医療サービスの充実

関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期治療に関する取り組みを進めます。

（4）生活支援の充実

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）をはじめ、居宅での生活や日中の活動を支援する各種サービスの提供体制の維持に努めます。
- ② 各種手当の支給や医療費の助成、日常生活用具の給付等のサービス提供を行います。

（5）障がい者にやさしい環境づくり

公共施設について、段差の解消や手すりの設置、トイレの整備など、障がい者等が利用しやすい環境づくりに努めるとともに、障がい者の移動交通手段の確保に関する支援に努めます。

5 地域福祉



現状と課題

少子高齢化による家族形態の変化等に伴い、全国的に、「8050問題^{※17}」や「ダブルケア^{※18}」など、行政サービスだけでは対応が難しい複雑化・複合化した生活課題が出てきています。

このような課題に対応するためには、公的な取り組みだけではなく、地域における多様な主体が“自分事”として参画し、地域全体で支え合う「地域共生社会^{※19}」をつくっていくことが必要です。

本村では、社会福祉協議会が、村から受託した福祉・介護サービスの提供のほか、各種の福祉活動を行い、地域福祉の中心的役割を担っています。また、民生委員・児童委員が各地区に配置され、身近な活動を行っています。

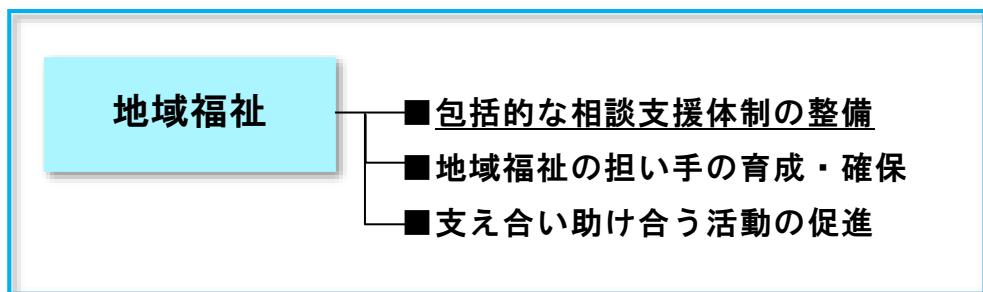
しかし、今後、少子高齢化の一層の進行等に伴い、地域における生活課題はますます複雑・多様化し、特に、ひとり暮らし高齢者等の安否確認や身近な暮らしの中での困り事への対応の重要性が一層高まることが予想されることから、より多くの主体の支え合いの輪を広げ、「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

※17 80代の親が、ひきこもりなどの50代のこどもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

※18 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

※19 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

施策の体系



主要施策

(1) 包括的な相談支援体制の整備

複雑化・複合化する生活課題に的確に対応し、相談者に寄り添った支援が行えるよう、断らない包括的な相談支援体制の整備を進めるとともに、利用者の権利擁護のための取り組みを進めます。

(2) 地域福祉の担い手の育成・確保

社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生委員・児童委員の育成・支援、村内事業者への協力要請等に努め、地域福祉を推進する担い手の育成・確保に努めます。

(3) 支え合い助け合う活動の促進

高齢者や障がい者等が孤立せず、健康で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会等と連携し、民生委員・児童委員や地域住民、村内事業者等が一体となった身近な地域を単位とした福祉体制づくりを進め、声かけや見守りの実施、地域が抱える身近な困り事への対応をはじめ、支え合い助け合う活動を促進します。

6 国民健康保険・国民年金等



現状と課題

国民健康保険制度は、自営業の人や会社に勤めていない人などが加入する制度で、病気やけがなどに対して保険給付を行うものであり、人々の健康の維持・増進に重要な役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。

また、奈良県では、被保険者の負担の公平化を図るため、令和6年度から、県内のどこの市町村に住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、県内市町村の保険料水準が統一されています。

今後は、こうした状況を踏まえ、医療費の適正化や収納率の向上など、制度の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、国民年金制度は、老後の収入を保障するものであり、人々の生活にとって必要不可欠な制度ですが、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

また、低所得世帯は全国的に横ばい傾向で推移しています。

本村では、関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の利用に関する助言・指導等に努めていますが、今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

施策の体系

国民健康保険・ 国民年金等

- 国民健康保険事業の健全化
- 国民年金制度の周知徹底
- 低所得者福祉の推進

主要施策

（1）国民健康保険事業の健全化

- ① 特定健康診査・特定保健指導をはじめとする生活習慣病対策の強化のほか、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ② 広報・啓発活動や滞納者対策の推進等により、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

（2）国民年金制度の周知徹底

広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度の周知徹底に努めます。

（3）低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、相談・指導に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

第5章 みんなで力を合わせてつくる村

1 多様性社会



現状と課題

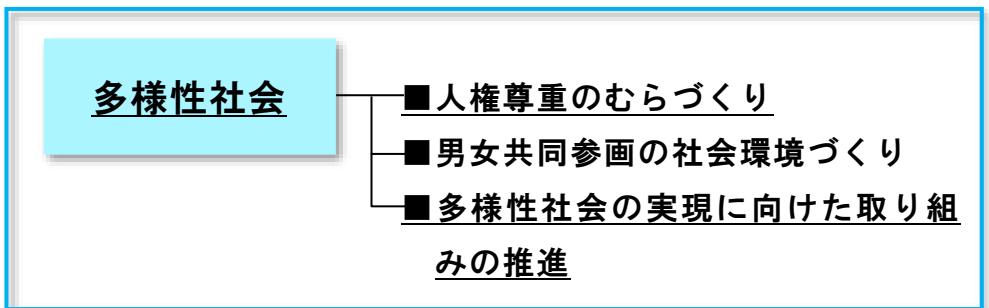
多様な人々が共存するという「ダイバーシティ」の考え方方が世界的に浸透しつつあり、性別や年齢、障がいの有無、国籍、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、誰もがお互いの違いを認め合い、自分らしく暮らせる多様性社会の実現が求められています。

本村ではこれまで、すべての人の人権が尊重されるむらづくりに向け、人権教育・啓発や相談を行ってきたほか、男女が、対等な立場で、社会の様々な活動に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発や社会環境の整備を進めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、差別や偏見、虐待などの問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識や古くからの行動様式が残っており、近年では、L G B T Q^{※20}や外国人に対する差別・偏見なども全国的に表面化しています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題、社会環境の変化等を踏まえ、人権尊重・男女共同参画のむらづくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現を目指し、意識啓発を中心とした具体的な取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



※20 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）、自分の性についてわからない Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとっている。

主要施策

(1) 人権尊重のむらづくり

- ① 人権・同和啓発活動推進本部との連携のもと、人権集会等を通じた人権教育・啓発を推進します。
- ② 人権擁護委員との連携のもと、人権に関する相談会の開催を図ります。

(2) 男女共同参画の社会環境づくり

- ① 広報活動等を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や古くからの行動様式の見直し、男女平等意識の浸透に向けた意識啓発を推進します。
- ② 委員会等への女性の登用、村職員の女性の登用職域の拡大などに努め、政策や方針を決定する場への男女共同参画を促進します。
- ③ ワーク・ライフ・バランス^{※21}の実現を支援するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知、働き方改革・職場改革に関する啓発活動・情報提供を行います。
- ④ D V^{※22}や性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力の根絶に向け、広報・啓発活動の推進や相談対応に努めます。

(3) 多様性社会の実現に向けた取り組みの推進

多様性社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、村全体への波及に向けた啓発・情報提供等を進めます。

※21 仕事と生活の調和。

※22 配偶者・パートナーからの暴力。

2 コミュニティ



現状と課題

全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されていますが、大規模災害の発生や生活課題の複雑・多様化等を背景に、身近な地域で支え合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されています。

現在、本村には13の区があり、環境美化活動や文化・スポーツ活動をはじめ、様々な活動が行われています。

本村ではこれまで、活動拠点である生活改善センターの維持補修の支援、活動への助成等を行い、コミュニティ活動の活性化を支援してきました。

しかし、過疎化・少子高齢化の進行や村民の意識の変化等により、村民同士のつながりも希薄になり、全体的に活動が停滞傾向にあるほか、コミュニティ機能の維持が困難になる区の発生も予想されており、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となっています。

このため、今後の本村におけるコミュニティのあり方について検討しながら、コミュニティの再生と創造に向けた有効な支援施策を検討・推進し、自治機能の再構築を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティ施設の維持補修の支援

活動の拠点・交流の場となる生活改善センターについて、維持補修に関する支援を行います。

(2) コミュニティ活動の活性化支援

- ① 活動に対する助成を行い、コミュニティ活動の活性化を促進します。
- ② 将来的な動向を見据え、地域住民の意向を十分に踏まえながら、区の維持・存続に向けた取り組みについて検討し、その推進を図ります。

3 村民参画・協働



現状と課題

限られた財源や人的資源を有効に活用し、将来にわたって持続可能な地方自治体をつくり上げていくためには、住民をはじめ、地域における多様な主体の参画・協働が必要不可欠です。

そのためには、行政情報を積極的に公開・提供し、住民等と行政とが夢と危機感を共有できるようにしながら、新たな関係を築き上げていくことが必要です。

本村では、広報紙やホームページ、区長会等を通じた広報・広聴活動を行い、村民への情報提供や意見の反映に努めているほか、情報公開条例の制定のもと、情報公開を推進しています。

また、委員会の開催等を通じ、各種行政計画の策定への村民参画を促進しています。

今後は、こうした取り組みをさらに発展させ、村民等と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における新たな関係の構築を進め、参画・協働のむらづくりを進めていく必要があります。

施策の体系

村民参画・ 協働

- 広報・広聴活動の充実
- 情報公開の推進
- 多様な分野における村民参画・
協働の促進
- むらづくり団体等との連携強化

主要施策

（1）広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を通じた広報活動の一層の充実に努めます。
- ② 区長会の開催や各種アンケート調査の実施に加え、SNSを通じた意見収集の実施など新たな取り組みを推進し、広聴活動の充実に努めます。

（2）情報公開の推進

村民への説明責任を果たし、公正で開かれた村政運営を進めるため、個人情報の保護に留意しながら情報公開を推進します。

（3）多様な分野における村民参画・協働の促進

- ① 委員会等の充実やパブリックコメント^{※23}の実施など、各種行政計画の策定や点検・評価・見直しへの村民参画・協働体制の充実を図り、政策形成からその見直しまでの村民の参画・協働を促進します。
- ② 指定管理者制度の活用や民間委託の推進等により、公共施設の整備・管理や、公共サービスの提供への団体・事業者の参画・協働を促進します。

（4）むらづくり団体等との連携強化

新たなむらづくりの担い手として、むらづくり団体やNPO法人、一般社団法人等との連携強化に努めます。

^{※23} ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

4 行財政運営



現状と課題

人口減少の進行等に伴い、地方行財政を取り巻く情勢がますます厳しさを増す中、これから的地方自治体には、自らが生き残るために取り組みを自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を一層強めていくことが求められます。

本村ではこれまで、地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、限られた財源や人材の有効活用を図り、最少の経費で最大の効果を上げるため、行財政改革を積極的に推進し、健全に近い財政運営が行われるなど、着実にその成果を上げてきました。

しかし、村の産業・経済の停滞、人口減少の進行等により、今後はこれまで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想されるとともに、一方では、少子高齢化の進行や安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、村行政に求められる役割は一層複雑・多様化していくことが見込まれ、これらを十分に踏まえた自治体経営のさらなる効率化が求められています。

このため、今後とも、行財政全般について常に点検・評価し、行財政改革を継続的に推進していくとともに、財源の確保や財政負担の軽減に向け、ふるさと納税の有効活用や公共施設の総合的な管理を進めていく必要があります。

また、地域外の人材等を地域活性化に生かすため、地域おこし協力隊等の活用を図るほか、効率的な行財政運営の推進等に向け、近隣自治体等との連携を進めていく必要があります。

施策の体系

行財政運営

- 行財政改革の推進
- ふるさと納税の有効活用
- 公共施設等の総合的な管理の推進
- 地域外の人材等の活用
- 広域連携の推進
- 村一体となった人材の確保と地域力の強化

主要施策

(1) 行財政改革の推進

- ① 事務事業の再編及び整理・合理化、組織・機構の見直し、定員管理・給与の適正化、職員の能力向上など、行政改革を推進します。
- ② 事務事業の見直しによる経費全般の節減はもとより、適正な徴税の実施や使用料・手数料の見直し等による自主財源の確保を図るとともに、効率的な財源配分を図り、健全な財政運営を推進します。

(2) ふるさと納税の有効活用

むらづくりの財源の確保と関係人口の増加に向け、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附者の増加に向けた取り組みを進めます。

(3) 公共施設等の総合的な管理の推進

- ① 財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、また個別施設等総合管理計画の策定のもと、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。
- ② 役場庁舎の建て替えについては、村民の意向を十分に踏まえながら、本庁舎活用検討委員会において、本村に見合った規模や場所、経費等について検討していきます。

(4) 地域外の人材等の活用

地域外の人材や企業が行う地域貢献活動をむらづくりに生かしていくため、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の活用を図ります。

(5) 広域連携の推進

効率的な行財政運営の推進と村民サービスの向上に向け、県や周辺自治体との連携のもと、広域施策・共同事業の効果的推進に努めます。

(6) 村一体となった人材の確保と地域力の強化

人材の確保と地域力の強化にあたっては、社会人採用・中途採用を継続・強化することによる役場職員の人材確保を進めるとともに、特産品・観光・教育分野において地域おこし協力隊を積極的に活用し、さらに村民の意見を丁寧に集め政策に反映させることで、村一体となった取り組みを行います。

第3部 第3期総合戦略

第1章 戦略の基本的な考え方

1 戦略の位置づけ

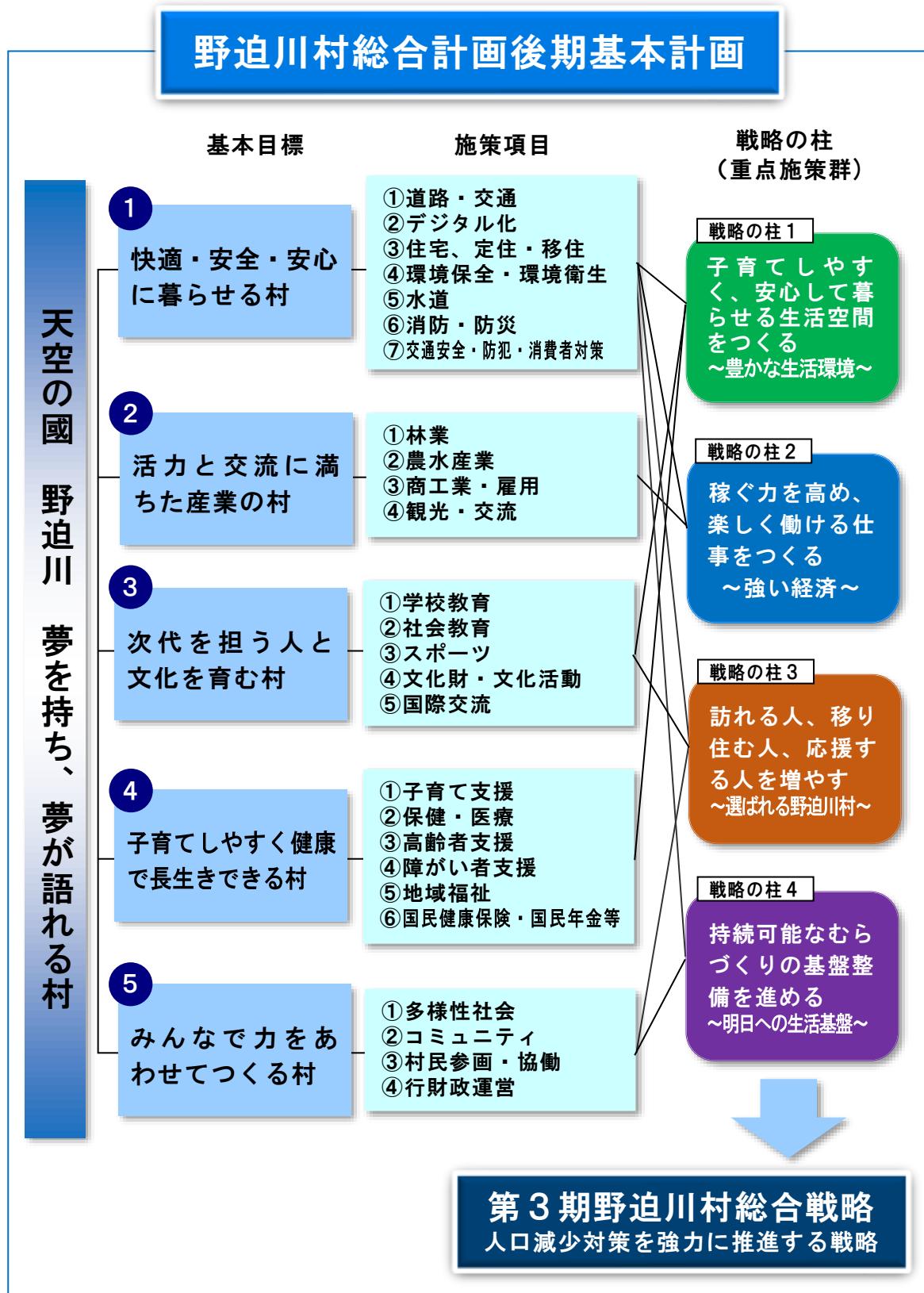
「野迫川村総合計画後期基本計画」の中から、人口減少の歯止めに向けて特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出し、強力に推進する戦略

本村では、令和元年度に、「第2期野迫川村総合戦略」を策定し、これに基づき、人口減少を抑制し、魅力と活力ある野迫川村を築き上げ、将来にわたって持続させていくための取り組みを推進してきました。

しかし、本村の人口は、依然として大幅な減少を続けており、人口減少対策の一層の強化が求められる状況にあります。

このような状況を踏まえ、本村では、「人口減少に歯止めをかけること」を今後のむらづくりの最重要課題としてとらえています。

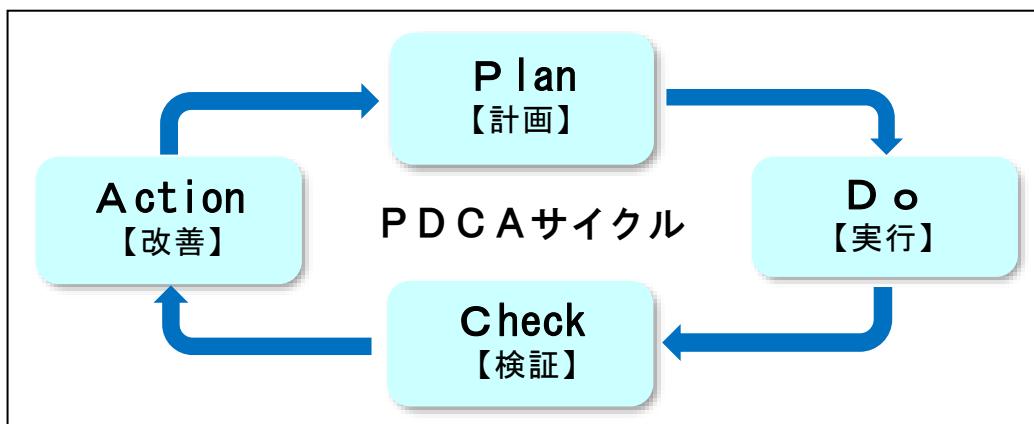
そこで、この「第3期野迫川村総合戦略」については、「野迫川村総合計画後期基本計画」の中から、人口減少の歯止めに向けて特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出し、強力に推進する戦略として位置づけます。



2 戦略の検証・改善について

本戦略では、「戦略の柱」の下に展開する「主な取り組み」ごとに「KPI^{※24}」を設定し、検証・改善を図るための仕組みとして、P D C Aサイクルを運用します。

このP D C Aサイクルの運用により、また、社会情勢の変化や村の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



3 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

■ 「戦略の柱」

人口減少対策の柱となる「戦略の柱」を設定します。

■ 「基本方向」

「戦略の柱」ごとに、取り組みの方向を示した「基本方向」を記載します。

■ 「主な取り組み」

「基本方向」に基づいて実施する「主な取り組み」を記載します。

■ 「主要施策」と「主要事業」、「KPI」

「主な取り組み」ごとに、それを推進するための「主要施策」と「主要事業」、「KPI」を記載します。

※24 重要業績評価指標。

第2章 戦略の体系

1 国の総合戦略について

わが国では、平成26年11月の「まち・ひち・しごと創生法」の施行により地方創生の取り組みが始まってからおよそ10年がたちましたが、人口減少は依然として続いており、さらに加速する傾向にあります。

このような中、国では、これまでの地方創生の取り組み（地方創生1.0）の成果と反省を踏まえ、今後10年間を見据えたさらなる取り組みを進めるため、令和7年6月に、「地方創生2.0基本構想」を決定しました。

また、同年11月に、地方創生に関する新たな組織として、「地域未来戦略本部」を設置しました。

そして、同年12月には、国の新たな総合戦略として、「地方創生に関する総合戦略」を決定しました。

国は、地方自治体に対し、地方版総合戦略の検討・策定・改訂に努めることを求めており、本村においても、国の動向を踏まえつつ、村の特性に即した独自の取り組みを設定し、積極的に推進していくこととします。

国の「地方創生に関する総合戦略」の体系

【10年後に目指す姿】

- 若者・女性にも選ばれる地方をつくる
- 「強い」経済
 - 地域資源を活用した高付加価値型の地方経済をつくる
- 「豊かな」生活環境
 - 安心して暮らせる地方をつくる
- 「新しい日本・楽しい日本」
 - 都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会をつくる
 - A I・デジタルなどの新技術が活用される地方をつくる

【政策目標】

1 強い経済

自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済

- 地域における高付加価値型産業創出
- 地域の人材力強化

2 豊かな生活環境

生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境

- 持続可能な生活インフラの実現
- 地域の暮らしの満足感向上

3 選ばれる地方

強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方

- 魅力が感じられる地方の実現

2 第3期野迫川村総合戦略の体系

後期基本計画に基づき、また、国の「地方創生に関する総合戦略」を踏まえ、本戦略の体系を次のとおり定めます。

天空の國 野迫川 夢を持ち、夢が語れる村

【戦略の柱】

1 子育てしやすく、安心して暮らせる生活空間をつくる ～豊かな生活環境～

★キーワード：「こども」・「健康」・「防災」



【主な取り組み】 1-1 子育て環境・教育環境の充実

1-2 保健・医療環境の充実と防災力の強化

【戦略の柱】

2 稼ぐ力を高め、楽しく働ける仕事をつくる ～強い経済～

★キーワード：「産業」・「職場」



【主な取り組み】 2-1 野迫川産業の維持と魅力ある職場づくり

【戦略の柱】

3 訪れる人、移り住む人、応援する人を増やす ～選ばれる野迫川村～

★キーワード：「観光」・「移住」・「関係人口」



【主な取り組み】 3-1 観光・交流機能の強化

3-2 定住・移住の促進と関係人口の拡大

【戦略の柱】

4 持続可能なむらづくりの基盤整備を進める ～明日への生活基盤～

★キーワード：「インフラ」・「連携・協働」



【主な取り組み】 4-1 道路・交通網の整備とデジタル化の推進、公共施設の管理

4-2 多様な主体との連携・協働体制の強化

第3章 戦略の柱ごとの取り組み

1 子育てしやすく、安心して暮らせる生活 空間をつくる～豊かな生活環境～

【基本方向】

こどもが一人でも多く生まれ、未来の村を担う人材としてたくましく育つむらづくり、すべての村民が健康で安全・安心に暮らせるむらづくりを進めるため、子育て環境・教育環境の充実、保健・医療環境の充実と防災力の強化に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

1-1 子育て環境・教育環境の充実

【主要施策（後期基本計画より）】

■子育てを支援する仕組みづくり

子育てを支援する仕組みをさらに充実させるため、保育所における子育て支援の充実や相談機能の充実、子育て情報の提供など地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子ども医療費の助成や児童手当の支給など子育て家庭への経済的支援を推進します。

■健やかに生み育てる環境づくり

こどもを健やかに生み育てることができるよう、こどもと母親の健康の確保に向けた取り組みや食育等を推進します。

■仕事と子育てを両立させる社会づくり

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の多様な保育ニーズに即した保育サービスの充実を図るとともに、父親の子育て参加に関する啓発の推進など就労者の働き方の見直しに向けた取り組みを進めます。

■生きる力を育む教育活動の推進

- ふるさと学習では、村の自然・歴史・産業・人材等について学ぶだけでなく、村が抱える課題に対して自ら考え、提案できる力を養います。英会話学習では、国際交流（現在はグアム研修）やスロバキアとの交流の場で生かせるコミュニケーション力の育成を図ります。ＩＣＴの活用では、調べ学習をはじめ、他校との交流やスロバキアとのオンライン交流など、多様な学びの機会に積極的に活用していきます。
- 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育をとおして、自己の生き方を考え、主体的に判断し、行動できる力を養うとともに、いじめや不登校等の心の問題に関する相談・指導を推進します。
- 健やかな体の育成に向け、体育・保健教育・食育教育を推進し、自ら自分の生活に生かそうとする力を養います。
- 大学との交流をさらに活発にし、専門的な知識にふれる機会の充実や、コミュニケーション能力の向上につながる取り組みを進めます。

■地域密着型の学校づくり

地域住民との交流や、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進等を通じ、地域密着型の学校づくりを一層推進します。

■学校施設・設備の整備充実

- ① こどもたちの安全な学習・生活の場として、学校施設の適正な維持管理・改修等に努めます。
- ② 遠隔授業等に対応したデジタル機器の整備や更新、学校図書の充実など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

■山村親子留学の推進

児童生徒数の確保による学校の維持と教育環境の充実、子育て世代の流入による人口減少の抑制、地域活性化に向け、山村親子留学の取り組みを積極的に推進します。

■中学生の国際交流事業の推進

こどもたちが国際感覚を身につけ、異文化への理解や村への愛着を深められるよう、海外への語学研修を実施するなど、国際交流事業を推進します。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
1-1-1	子育て相談推進事業	住民課
1-1-2	こども医療費（高校卒業まで）無料化事業	住民課
1-1-3	母子保健事業	住民課
1-1-4	保育サービス充実事業	住民課
1-1-5	学童保育充実事業	住民課
1-1-6	義務教育学校推進事業	教育委員会
1-1-7	遠隔授業推進事業	教育委員会
1-1-8	学校施設・設備整備事業	教育委員会
1-1-9	中学生海外交流事業	教育委員会

【KPI】

指標名	実績値	目標値
合計特殊出生率	0.64 (R2～R6)	0.80 (R7～R11)
村届出婚姻数	0組 (R2～R6)	6組 (R7～R11)
出生数	4人 (R2～R6)	8人 (R7～R11)
村内の園児・児童生徒数	15人 (R6)	15人 (R11)

【主な取り組み】

1－2 保健・医療環境の充実と防災力の強化

【主要施策（後期基本計画より）】

■村ぐるみの健康づくり活動の促進

広報・啓発活動の推進やすこやかポイント制度の活用等により村民の健康管理意識の高揚を図りながら、栄養・食生活や身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康などの「生活習慣の改善」、がんや循環器病、糖尿病、COPDなどの「生活習慣病の発症予防・重症化予防」をはじめとする各分野の目標の達成に向けた村ぐるみの健康づくり活動を促進します。

■健康診査・指導等の推進

受診率の向上に向けた取り組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診を実施するとともに、健康教育、健康相談等を推進します。

■地域医療体制の維持・充実

- 国民健康保険診療所について、医療DXへの対応も考慮しながら、施設・設備の適正な維持管理を行い、診療機能の維持・充実に努めます。
- 訪問診療や出張診療など、村民が診療所以外で医療を受けられる体制の充実に努めます。
- 広域的連携の強化により、救急医療体制や高度医療体制の充実に努めます。

■消防団の活性化

団員の確保対策の強化をはじめ、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防車両をはじめとする施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。

■常備消防・救急体制の維持・充実

広域的連携のもと、奈良県広域消防組合野迫川分署による常備消防・救急体制の維持・充実を図ります。

■総合的な防災体制の確立

- 広報・啓発活動の推進や防災訓練の実施等を通じ、村民の防災意識の高揚及び自主的な備えを促進します。
- 防災行政無線の充実やケーブルテレビの活用等により、緊急時の情報通信体制の充実を図ります。
- 災害発生時に備え、防災倉庫などの防災施設の維持や、食糧品・資機材等の備蓄品の更新を行います。
- 高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な人の避難支援体制の充実に向け、名簿の更新や個別避難計画の策定を図ります。

■治山・治水・砂防対策の促進

各種危険箇所の点検・調査を行いながら、地すべりや急傾斜地の崩壊、土石流の発生等の防止のための施設整備、災害防止のための河川改修など、予防を含む治山・治水・砂防対策を関係機関に要請していきます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
1-2-1	健康管理事業	住民課
1-2-2	健康診査事業	住民課
1-2-3	診療所施設・設備整備事業	住民課
1-2-4	消防団活性化事業	総務課
1-2-5	防災訓練実施事業	総務課
1-2-6	防災施設整備・資機材備蓄事業	総務課

【KPI】

指標名	実績値	目標値
平均寿命	男性 81.2 女性 87.1 (厚生労働省 HP 統計表)	男性 81.4 女性 87.3 (奈良県の平均数値)
消防団員数	63 人 (R6)	65 人 (R11)

2 稼ぐ力を高め、楽しく働ける仕事をつくる ～強い経済～

【基本方向】

村民も、村に移り住む人も、楽しく働ける仕事づくりを進めるため、基幹産業である林業をはじめ、水産業や商工業など地域に根差した産業の振興と魅力ある職場づくりに向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

2-1 野迫川産業の振興と魅力ある職場づくり

【主要施策（後期基本計画より）】

■林業生産基盤の整備

森林整備の重要性を踏まえ、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備及び維持管理を計画的に進めます。

■森林整備体制の充実

- 地域林業の担い手として、森林組合の育成・強化に努めるとともに、これと連携し、林業労働者・後継者の育成・確保に努めます。
- 合理的かつ低コストの森林整備が行えるよう、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託を促進します。
- 適正に整備・管理されていない森林については、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、適正な整備や管理、活用を進めます。

■計画的な森林施業の促進

森林の健全な育成を進め、良質材の生産を図るため、計画的、組織的な造林・保育等の森林施業を促進します。

■森林の保全と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全や治山対策の促進、観光・交流の場やいやしの場としての活用に努めるとともに、木質バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた取り組みを進め、森林の総合的利用に努めます。

■特用林産物の生産振興

- 本村を代表する特産品として、ワサビやシイタケ等の特用林産物の生産・流通体制の維持・充実に向けた取り組みを進めます。
- 一般社団法人「のせ川くれよん」を中心に、高野槇の生産振興を推進します。

■鳥獣害対策の推進

イノシシやシカ、サル、ツキノワグマなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関との連携のもと、鳥獣害対策の強化を図ります。

■農業生産・加工・流通体制の維持・充実

- 野川イモ、野川キュウリなど、地域性や高齢社会に即した作物の生産や効率的な生産体制の整備に努めます。
- NPO法人「結の森俱楽部」や郷土料理研究会、地域おこし協力隊の育成等に努め、本村ならではの加工品の生産・販売を促進します。

- 農産物や加工品の地産地消に向け、村内や近隣の観光・交流関連施設との連携を促すほか、直売施設の設置について検討していきます。

■内水面漁業の振興

- 本村の重要な産業として、アマゴの養殖を支援するとともに、甘露煮等の加工品の販売促進に関する取り組みを進めます。
- 釣り客のニーズに応えるため、漁業協同組合が行うアマゴの放流事業を支援します。

■商工業事業所の継続・承継の支援

融資制度に関する情報提供や指導・助言など、商工業事業所の事業継続や事業承継を支援する取り組みを行います。

■起業・創業の支援

新たな活力の創出に向け、移住・定住促進施設北今西館「ぶなの森」の活用など、起業・創業を支援する取り組みを行います。

■雇用対策の推進

- ① 関係機関との連携のもと、求人情報の提供など、村民やU・I・Jターン者の地元雇用（村及び近隣自治体での雇用）に向けた取り組みを行います。
- ② 働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、村内事業所等に対し、働き方改革に関する啓発活動・情報提供を行います。

【主要事業】

事業 No.	事業名	担当課
2-1-1	針広混交林化・多種共存の森づくり事業	産業課
2-1-2	木質バイオマス利用拡大等木材産業活性化事業	産業課
2-1-3	特産品販売体制強化事業	産業課
2-1-4	アマゴ生産・販売促進事業	産業課
2-1-5	商工振興会活動支援事業	産業課
2-1-6	起業・創業支援事業	産業課

【KPI】

指標名	実績値	目標値
第1次産業従事者数	31人 (2020年国勢調査)	35人 (約10%／年増加)
第2次産業従事者数	35人 (2020年国勢調査)	36人 (約3%／年増加)
第3次産業従事者数	105人 (2020年国勢調査)	110人 (約3%／年増加)

3 訪れる人、移り住む人、応援する人を増やす～選ばれる野迫川村～

【基本方向】

本村を訪れる観光客、本村に移り住む移住者、そして本村を応援してくれる野迫川村ファンを増やすため、観光・交流機能の強化、定住・移住の促進と関係人口の拡大に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

3-1 観光・交流機能の強化

【主要施策（後期基本計画より）】

■観光・交流資源の充実

- 野迫川温泉ホテルのせ川について、本村の宿泊観光の拠点として、一層の魅力化を図るため、観光客や時代のニーズに即した施設・設備の改修や運営体制の充実を進めます。
- 参詣道及び周辺環境の保全など、世界遺産・熊野参詣道小辺路を生かした観光・交流機能の強化を進めます。
- 鶴姫公園や総合案内所・レストラン鶴姫の適正な維持管理など、鶴姫公園周辺における観光・交流機能の強化を進めます。
- その他の観光・交流施設についても、観光客のニーズに即した施設・設備の充実・適正管理に努めるほか、祭りやイベントの内容充実、郷土料理の開発・伝承等に努め、一層の有効活用を進めます。

■体験・滞在型メニューの開発

関係機関・団体や地域住民との協働のもと、優れた自然資源や歴史資源、豊富な農林水産資源を生かした体験・滞在型メニューの開発を進めます。

■広域観光体制の充実

近隣自治体との連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

■観光PR活動の強化

パンフレットやポスター、ホームページ、SNSなどの多様なメディアを活用し、観光PR活動の強化を図ります。特に、世界遺産・熊野参詣道小辺路等への外国人観光客の増加を踏まえ、外国人向けの情報発信等の強化に取り組みます。

■ホスピタリティの向上

観光客の本村への愛着を深め、また来たいと思われるよう、村民や観光関連事業者のホスピタリティの向上に向けた取り組みを進めます。

【主要事業】

事業 No.	事業名	担当課
3-1-1	世界遺産・熊野参詣道小辺路を軸とした観光戦展開事業	産業課
3-1-2	野迫川温泉ホテルのせ川を中心とした既存観光・交流拠点機能強化事業	産業課
3-1-3	体験・滞在型メニュー開発事業	産業課
3-1-4	外国人観光客への情報発信等強化事業	産業課

【KPI】

指標名	実績値	目標値
観光入込客数	33,383 人 (R6 実績)	38,400 人 (約 3%／年増加)
ホテルのせ川宿泊者数	5,073 人 (R6 実績)	5,250 人 (約 3%／年増加)

【主な取り組み】

3-2 定住・移住の促進と関係人口の拡大

【主要施策（後期基本計画より）】

■村営住宅の整備・管理

- 人口減少の抑制に向け、地域の実情やニーズを踏まえつつ、各地区において持続的な集落形成につながる住宅整備を進めることを基本方針とし、新規住宅の整備を積極的に推進します。
- 快適で安全・安心な住環境の確保に向け、老朽化した村営住宅の維持管理・改修を計画的に進めます。

■定住・移住促進施策の推進

- 定住・移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住相談体制の充実を図ります。
- 空き家の有効活用を図るため、空き家バンク制度を活用し、空き家情報の収集・提供に努めるとともに、空き家の改修及び老朽危険空き家の解体にかかる補助を実施します。
- 県と連携し、東京圏から移住して県内で就業または起業をしようとする人に対して支援金を支給する移住支援金制度の周知と活用促進に努めます。
- 家族で村外から村内へ転入してきた小学生以下のこどものいる世帯に対して奨励金を交付する村独自の定住者奨励事業をはじめ、村営住宅への入居補助、家賃補助を実施します。
- 移住体験室やワーキングスペース等を備えた移住・定住促進施設北今西館「ぶなの森」について、適正管理及び利用者のニーズに即した施設・設備の充実を図るとともに、幅広く周知を行い、利用促進に努めます。
- 村の知名度やイメージを向上させ、定住・移住希望者や本村のファンとなる関係人口を増やすため、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

■村一体となった人口減少対策の推進

定住・移住促進施策の推進にあたっては、新規村営住宅の整備等の住宅施策、起業・創業の支援や雇用対策等の職場の確保に向けた施策、山村親子留学の推進等の教育施策など、関連する施策とのコラボレーションのもと、村一体となった取り組みを行います。

■ふるさと納税の有効活用

むらづくりの財源の確保と関係人口の増加に向け、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附者の増加に向けた取り組みを進めます。

【主要事業】

事業 No.	事業名	担当課
3-2-1	空き家バンク事業	産業課
3-2-2	空き家改修・解体補助事業	産業課
3-2-3	定住促進補助事業	総務課
3-2-4	「ぶなの森」有効活用事業	総務課
3-2-5	野迫川村プロモーション事業	総務課
3-2-6	ふるさと納税事業	産業課
3-2-7	村営住宅整備事業	総務課

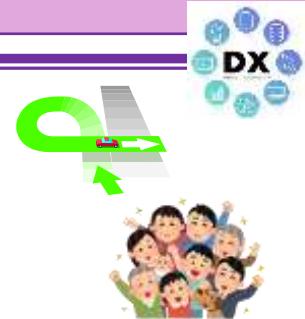
【KPI】

指標名	実績値	目標値
社会増減数（転入者－転出者）	▲11人 (R2～R6 実績)	±0人 (R7～R11 累計)
転入者数（Uターン）	0人 (R2～R6 実績)	3人 (R7～R11 累計)
転入者数（Uターン以外）	93人 (R2～R6 実績)	100人 (R7～R11 累計)
空き家の活用箇所	0件 (R6 実績)	3件 (R7～R11 累計)
ふるさと納税寄附額	100万円 (R2～R6 累計)	1,000万円 (R7～R11 累計)

4 持続可能なむらづくりの基盤整備を進める ～明日への生活基盤～

【基本方向】

未来を見据えた、自立可能・持続可能なむらづくりのためのハード・ソフトの基盤整備として、道路・交通網の充実やデジタル化の推進、公共施設の管理、そして村内外の人材や周辺自治体等との連携・協働体制の強化に向けた取り組みを進めます。



【主な取り組み】

4-1 道路・交通網の充実とデジタル化の推進、公共施設の管理

【主要施策（後期基本計画より）】

■県道の整備促進

主要地方道高野天川線を中心に、一般県道高野辻堂線、一般県道川津高野線の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

■村道及び橋梁の整備・維持管理の推進

村道上垣内立里線、村道上垣内水ヶ峰線をはじめ、村道及び橋梁の整備・維持補修を計画的、効率的に進めます。

■林道の整備・維持管理の推進

林業の振興及び地域活性化に向け、林道ホラ谷立里線等の開設をはじめ、林道及び橋梁の整備・維持補修を計画的、効率的に進めます。

■路線バスの維持・確保

路線バスの利用促進に努めるとともに、維持・確保を関係機関に働きかけます。

■村営バス等の維持・確保、利便性向上

村民ニーズを踏まえ、村営バス及び買い物バスの維持・確保、利便性の向上に努めます。

■村一体となった生活基盤の整備

生活基盤の整備にあたっては、県道の改良促進として狭隘区間の改善や観光客も含めた安全対策を進めるとともに、買い物バスや移動スーパーなど公共交通・買い物支援施策を継続・発展させ、さらに庁舎やホテル、集会所等の公共施設について、老朽化対策として改修や建て替えの検討を行うなど、村一体となった取り組みを行います。

■行政のデジタル化の推進

- 村民の利便性の向上に向け、オンライン手続きの拡充や支払いのキャッシュレス化、書かない窓口の整備を進めます。
- 行政機能の高度化・効率化に向け、A I やR P A 等の導入を進めます。
- デジタル社会に即した組織・機構、職場環境の整備に向け、職員の意識改革・人材育成や「働き方改革」の推進、テレワークの推進、オンライン会議の活用等を図ります。

- サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。

■地域社会のデジタル化の推進

- 地域課題の解決や地域活性化、村民生活の向上に向け、教育分野をはじめ、産業分野や健康福祉分野など、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めます。
- すべての村民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド対策を推進します。
- 村民や事業者がデータを用意に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

■地域の情報通信基盤の充実

整備されたケーブルテレビ網を有効に活用するため、適正な維持管理やスマートフォン・パソコンでも視聴できる仕組みの整備検討を行うとともに、自治体チャンネルによる情報提供の充実を図ります。

■公共施設等の総合的な管理の推進

- 財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、また個別施設等総合管理計画の策定のもと、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。
- 役場庁舎の建て替えについては、村民の意向を十分に踏まえながら、本庁舎活用検討委員会において、本村に見合った規模や場所、経費等について検討していきます。

【主要事業】

事業 No.	事業名	担当課
4-1-1	村道整備事業	建設課
4-1-2	林道整備事業	建設課
4-1-3	村営バス運行事業	産業課
4-1-4	オンライン会議定例運用事業	総務課
4-1-5	デジタル入門開催事業	総務課
4-1-6	通信障害情報の即時発信事業	総務課
4-1-7	本庁舎活用検討委員会事業	総務課

【KPI】

指標名	実績値	目標値
道路総延長	163km (R6)	180km (R11)
デジタル会議開催回数	0回 (R6:月)	10回 (R11:月)

【主な取り組み】

4-2 多様な主体との連携・強力体制の強化

【主要施策】

■広報・広聴活動の充実

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を通じた広報活動の一層の充実に努めます。
- 区長会の開催や各種アンケート調査の実施に加え、SNSを通じた意見収集の実施など新たな取り組みを推進し、広聴活動の充実に努めます。

■多様な分野における村民参画・協働の促進

- 委員会等の充実やパブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定や点検・評価・見直しへの村民参画・協働体制の充実を図り、政策形成からその見直しまでの村民の参画・協働を促進します。
- 指定管理者制度の活用や民間委託の推進等により、公共施設の整備・管理や、公共サービスの提供への団体・事業者の参画・協働を促進します。

■むらづくり団体等との連携強化

新たなむらづくりの担い手として、むらづくり団体やNPO法人、一般社団法人等との連携強化に努めます。

■地域外の人材等の活用

地域外の人材や企業が行う地域貢献活動をむらづくりに生かしていくため、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の活用を図ります。

■広域連携の推進

効率的な行財政運営の推進と村民サービスの向上に向け、県や周辺自治体との連携のもと、広域施策・共同事業の効果的推進に努めます。

■村一体となった人材の確保と地域力の強化

人材の確保と地域力の強化にあたっては、社会人採用・中途採用を継続・強化することによる役場職員の人材確保を進めるとともに、特産品・観光・教育分野において地域おこし協力隊を積極的に活用し、さらに村民の意見を丁寧に集め政策に反映させることで、村一体となった取り組みを行います。

【主要事業】

事業 No.	事業名	担当課
4-2-1	ホームページ定期情報発信事業	総務課
4-2-2	オンライン簡易パブリックコメント実施事業	総務課
4-2-3	むらづくり団体PRサポート事業	総務課
4-2-4	地域外人材募集サポート事業	総務課
4-2-5	広域連携情報共有推進事業	総務課

【KPI】

指標名	実績値	目標値
ホームページへのPV数	180,000 PV (R6:年間)	300,000 PV (R11:年間)
地域おこし協力隊応募数	4人 (R6)	10人 (R11)